

第5次おおいた男女共同参画プラン

令和3年3月

大分県

はじめに

男女共同参画社会の実現をめざして



男女共同参画社会基本法は、その前文で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図ることとしています。

本県では、平成 13 年（2001 年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。令和元年度に実施した県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「同感しない」と回答した人の割合は 56.7% となり、調査を開始した昭和 62 年以降、増加傾向にあります。一方で、「社会全体において男女が平等であると感じている割合」は、13.9% とまだまだ低い状況です。

また、大分県版地方創生の加速前進には、女性の活躍が不可欠です。そのためには、女性が働きやすい就労環境・社会環境づくりや様々な職種への就業支援の充実、男性の子育て・家事等への参画促進などを急ぐ必要があります。

そこで、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ、さらに総合的かつ計画的に取組を推進していくため、このたび「第 5 次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、目指す姿として、「誰もが人権を尊重され、尊厳を持って暮らせる大分県」、「女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を発揮できる大分県」、「暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせる大分県」の 3 つを掲げ、男女共同参画社会の実現に取り組むこととしています。

プランを着実に推進するためには、県はもとより、市町村、企業、地域団体、N P O 等がそれぞれの立場で主体的かつ継続的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協働を図りながら、全県的な広がりを持った取組としていくことが重要であり、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました大分県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
3 計画の期間	
1 総論編	
第1章 社会情勢の変化	2
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
(3) 人口等の変化	
第2章 前計画の評価	8
(1) 指標及び目標値の達成状況	
(2) 令和元年度県民意識調査の結果	
第3章 計画の基本的な考え方	16
(1) 基本理念	
(2) めざす姿	
(3) 総合目標及び基本目標	
(4) 計画の体系	
2 各論編	
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	22
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
重点目標2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	
重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進	32
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進	
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
重点目標4 男性の子育て・家事・介護等への参画促進	
重点目標5 農林水産業における男女共同参画の推進	
重点目標6 男女が共に支える地域づくりの推進	
基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保	53
重点目標1 生涯を通じた健康支援	
重点目標2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援	
重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発	
3 推進体制	65
4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画	67
5 資料編	69

トピックス一覧

- | | | | |
|-----------------------------|-----|--|-----|
| ・ 固定的な性別役割分担意識 | 2 6 | ・ おおいた子育て応援団
(しごと子育てサポート企業) | 4 5 |
| ・ 子どもの貧困対策 | 2 6 | ・ 家族類型（男女別）ごとの1日当たりの
家事・育児・介護時間と仕事等時間 | 4 6 |
| ・ 男女共同参画週間行事の取組の紹介 | 2 8 | ・ 女性農業経営士 | 4 9 |
| ・ 女子の理工系分野を視野に入れた
キャリア教育 | 3 1 | ・ 大分県拠点施設「dot.」 | 5 2 |
| ・ 女性活躍推進宣言 | 3 3 | ・ 健康アプリ「おおいた歩得」 | 5 6 |
| ・ ポジティブ・アクション（積極的改善措置） | 3 9 | ・ ペリネイタル・ビギット | 5 6 |
| ・ おおいたスタートアップワーマンアワード | 3 9 | ・ 配偶者やパートナーからの暴力（DV）とは | 6 0 |
| ・ 建設産業における女性活躍推進の取組 | 3 9 | ・ おおいた性暴力救援センター「すみれ」 | 6 0 |
| ・ 大分県働き方改革推進会議 | 4 3 | ・ 女性に対する暴力をなくす運動 | 6 4 |
| ・ テレワーク | 4 3 | | |
| ・ おおいたイクボス宣言 | 4 3 | | |

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられていますが、現実には多くの課題が残っています。

本県では、平成 13 年（2001 年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化等に対応するため、5 年ごとに新たな計画を策定し、男女共同参画に向けた意識改革や女性の活躍の推進、男女が安心できる生活の確保に取り組んできたところです。

今回、平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」の計画期間が令和 2 年度末で終了することに伴い、これまでの成果と新たな課題を踏まえ、さらなる取組を推進するため「第 5 次おおいた男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条及び「大分県男女共同参画推進条例」第 9 条に基づく本県の男女共同参画社会の形成を図るための基本的な計画です。
- (2) 「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を男女共同参画の面から具體化するとともに、県の関連する各種計画との整合性を図っています。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条に基づく「都道府県推進計画」として策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や男女共同参画に関する状況の変化等に応じて、必要と認められるときは計画の見直しを行うこととします。

第1章 社会情勢の変化

(1) 国の動き

我が国の男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。昭和47年「勤労婦人福祉法」制定（後の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を経て、平成11年には、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しており、基本理念の一つとして男女共同参画社会の形成は、「男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない」としています。

平成30年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が制定され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の措置を講じ、労働者がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる社会の実現を目指しています。

令和元年5月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等が改正され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の拡大や、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等の措置を講じるなど、女性の活躍を更に推進するとともに、ハラスメントのない社会の実現も目指しています。

(2) 県の動き

本県においては、平成13年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には大分県男女共同参画推進条例が制定しました。以後、「おおいた男女共同参画プラン」は3度の改定（平成18年、平成23年、平成28年）を実施しています。また、平成15年に男女共同参画に関する拠点施設として「[大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）](#)」を開設し、平成22年には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。

県では、平成27年8月に経済団体と連携して「[女性が輝くおおいた推進会議](#)」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした[女性活躍推進宣言](#)に取り組んでもらうよう働きかけています。

平成27年度を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの施策を焦点化しました。

平成28年4月に「[おおいた性暴力救援センター『すみれ』](#)」を開設し、専任の相談員による面接や電話、メールでの相談のほか、被害にあわれた方の意思を尊重しながら医療機関や臨床心理士、弁護士などと連携・協力することにより、少しでも早く心身ともに回復できるようサポートしています。

令和2年3月には、「女性が輝くおおいたアクションプラン2020」を策定し、「働きたい女性への支援」、「働いている女性への支援」、「仕事と家庭を両立できる環境づくり」を柱として、女性が働きやすく活躍できる県づくりを推進しています。

「第5次おおいた男女共同参画プラン」の策定にあたっては、以下の法制度等の動きを勘案します。

【 主な動き 】

年	大分県	国	世界(国連)
1975年 昭和50年		婦人問題企画推進本部設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 昭和51年			国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	
1978年 昭和53年	青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)設置 大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)設置 「婦人の実態調査」実施		
1979年 昭和54年			国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 昭和55年	「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課へ改組		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1983年 昭和58年	懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言		
1985年 昭和60年		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 昭和61年	懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 昭和62年	「家庭生活に関する実態調査」実施	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 昭和63年	「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 平成元年	「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 平成2年	青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 平成3年	「おおいた女性プラン21」策定	「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布	
1993年 平成5年	懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言		国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 平成6年		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	国際人口開発会議(カイロ)
1995年 平成7年	懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 平成8年		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 平成9年	懇話会が「男女共同参画 身近なところからのアクションプログラム」を提言	男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	

年	大分県	国	世界(国連)
1999 年 平成 11 年	懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000 年 平成 12 年		「男女共同参画基本計画」閣議決定(H12.12月) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)
2001 年 平成 13 年	「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「DV 防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正	
2002 年 平成 14 年	「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行 大分県男女共同参画審議会設置 女性青少年課から青少年・男女共同参画課へ改組		
2003 年 平成 15 年	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイヌス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 年 平成 16 年	青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなつた、②元配偶者も保護命令の対象となつた、③退去命令の期間が2か月へ)	
2005 年 平成 17 年	「大分県 DV 対策基本計画」策定	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定(H17.12月) 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006 年 平成 18 年	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」
2007 年 平成 19 年		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラの防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(電話等を禁止する保護命令①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか)H20.1月施行) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009 年 平成 21 年	「大分県 DV 対策基本計画(改定版)」策定 アイヌスを配偶者暴力相談支援センターに指定(8月3日)	「育児・介護休業法」改正	(第 6 回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解

年	大分県	国	世界(国連)
	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施		
2010 年 平成 22 年	県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定(H22.12 月)	
2011 年 平成 23 年	「第 3 次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(H24.10 月施行) 「第 2 次犯罪被害者等基本計画」閣議決定(H23.3 月)	
2012 年 平成 24 年	「第 3 次大分県 DV 対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(H25.3 月施行)	
2013 年 平成 25 年		「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10 月全面施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1 月施行) 「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4 月施行) 「第 3 次障害者基本計画」閣議決定(H25.9 月) 「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4 月施行) 「DV 防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1 月施行)	
2014 年 平成 26 年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7 月施行) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為への処罰規定、12 月全面施行)	女子差別撤廃条約実施状況報告(第 7 回及び第 8 回報告)
2015 年 平成 27 年	「女性が輝くおおいた推進会議」設立(H27.8 月)	「女性活躍推進法」成立(事業主行動計画の策定義務等 H28.4 月施行) 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定(H27.12 月)	「北京+20」国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択(SDGs のゴール 5 として「ジェンダー平等」明記)
2016 年 平成 28 年	「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」策定 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定 「おおいた性暴力救援センター『すみれ』開設(4 月 1 日) 「大分県働き方改革推進会議」設置(H28.12 月)	「育児・介護休業法」改正(介護休暇、子の看護休暇の半日単位での取得可能、H29.1 月施行) 「男女雇用機会均等法」改正(事業主のマタニティハラスメント対策義務、H29.1 月施行) 「第 3 次犯罪被害者等基本計画」閣議決定(H28.4 月)	

年	大分県	国	世界(国連)
2017 年 平成 29 年	「第 4 次大分県 DV 対策基本計画」策定	「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長 H29.10 月施行)	
2018 年 平成 30 年		「第 4 次障害者基本計画」閣議決定(H30.3 月) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 (労働時間に関する制度の見直し等、H31.4 月施行、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、R2.4 月施行) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(H30.5 月施行)	
2019 年 平成 31 年 令和元年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「女性活躍推進法」改正(一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大 R4.4 月施行) 「労働施策総合推進法」改正(パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務、R2.6 月施行) 「男女雇用機会均等法」等改正 (セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化、R2.6 月施行) 「DV 防止法」改正(相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化、R2.4 月施行) 「育児・介護休業法施行規則」改正(全ての労働者が介護休暇、子の看護休暇の時間単位での取得可能、R3.1 月施行)	
2020 年 令和 2 年	「女性が輝くおおいたアクションプラン 2020」策定	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(R2.6 月決定) 「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2021 年 令和 3 年	「第 5 次おおいた男女共同参画プラン」策定 「女性が輝くおおいたアクションプラン 2021」策定		

(3) 人口等の変化

○ 人口について

我が国は、既に人口減少社会が本格化しています。その流れは今後さらに加速することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が平成29年に公表した推計によると、日本の総人口は減少を続け、2053年（令和35年）には1億人を切り、今世紀末には6千万人を下回るとされています。

本県においても、1955年（昭和30年）の127万7,199人をピークに減少傾向にあり、2019年（令和元年）では約113.4万人となっています。

社人研推計では、今後人口減少はさらに加速し、2045年（令和27年）には約89.7万人にまで減少するとされています。これは、1923年（大正12年）の人口約90万人とほぼ同程度ですが、年齢区分別人口で比較してみると、年少人口（15歳未満）が1923年（大正12年）の約32万人に対し、2045年（令和27年）は約10万人と大きく減少する一方で、老人人口（65歳以上）は1923年（大正12年）の約6万人から、2045年（令和27年）は約35万人と大幅に増加しています。

○ 就業者数・就業率について

本県の総就業者数は、2010年（平成22年）では約53.2万人ですが、2040年（令和22年）には対2010年（平成22年）比で約11万人、約21%の減少となる見込みです。

産業別就業者数は、2015年（平成27年）では第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の69.7%を占めており、第2次産業が約12.2万人で23.4%、第1次産業が約3.6万人で6.9%となっており、とりわけ、現在でも高齢化が顕著な第1次産業は、2040年（令和22年）に、2015年（平成27年）の約3分の1にまで減少する見込みとなっており、深刻な就業者不足が懸念されます。

就業率（総就業者数÷15歳以上人口）は、2010年（平成22年）の53.2%が2020年（令和2年）に49.8%となり、その後は、ほぼ横ばいで推移し、2040年（令和22年）には49.4%になると見込まれています。

○ 世帯構成について

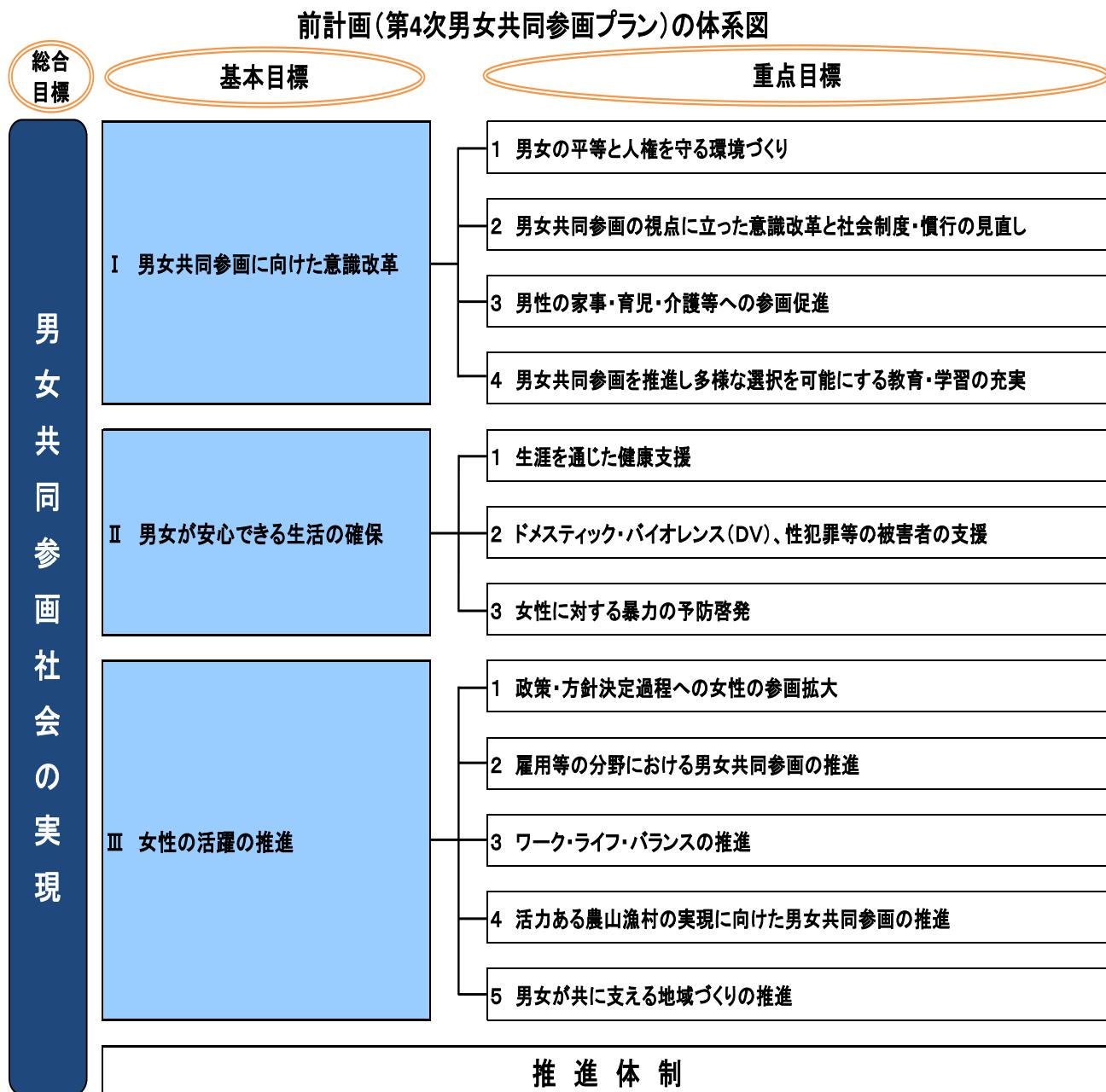
各世帯の家族構成を類型別に見てみると、夫婦のみの世帯数及び夫婦と子どもから成る世帯数は、2010年（平成22年）をピークとして減少傾向となり、単独世帯数についても2030年（令和12年）まで増加し、その後減少に向かうと推測しています。また、単独世帯と夫婦のみの世帯の合計割合は増加を続け、2035年（令和17年）には6割を超える見込みです。

第2章 前計画の評価

(1) 指標及び目標値の達成状況

前計画では、施策体系ごとに「『男は仕事、女は家庭』という考え方に対する同意しない人の割合」や「男性の健康寿命」、「女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合」など、25項目の指標及び目標値を設定し、実施状況の把握に努めてきました。

令和2年3月末の実績値における達成状況については、25項目中14項目が目標値の80%以上を達成しています。



前計画（第4次おおいた男女共同参画プラン） 指標及び目標値一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

No	項目	計画策定期		直近値		目標値	達成率	担当課
		年度	年	年度	年			
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感しない人の割合	26	52.1%	R1	56.7%	65.0%	87.2%	県民生活・男女共同参画課
2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	14.4%	R1	13.9%	30.0%	46.3%	〃
3	住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	26	52.0%	R1	69.6%	80.8%	86.1%	福祉保健企画課
4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	26	65.8%	R1	70.2%	100%	70.2%	県民生活・男女共同参画課
5	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	23	86分	H28	88分	93分	94.6%	こども未来課、県民生活・男女共同参画課
6	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	R1	55.5%	75.0%	74.0%	県民生活・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

No	項目	計画策定期		直近値		目標値	達成率	担当課
		年度	年	年度	年			
7	男性の健康寿命	22	69.85歳	H28	71.54歳	71.80歳	99.6%	健康づくり支援課
8	女性の健康寿命	22	73.19歳	H28	75.38歳	75.11歳	100.4%	〃
9	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合（小5）	26	90.0%	R1	89.8%	93.0%	96.6%	体育保健課
10	妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	H30	2.4%	0%	97.6%	健康づくり支援課
11	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	26	24.6%	R1	29.4%	50.0%	58.8%	県民生活・男女共同参画課
12	性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度	27	0%	R1	15.5%	60.0%	25.8%	〃

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

No	項目	計画策定期		直近値		目標値	達成率	担当課
		年度	年	年度	年			
13	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	26	53.0%	R1	61.2%	60.0%	102.0%	県民生活・男女共同参画課
14	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合（従業員100名以上の企業）	22	5.8%	H27	8.0%	7.7%	103.9%	〃
15	30～39歳女性の就業率	24	68.6%	H29	76.3%	73.9%	103.2%	県民生活・男女共同参画課、こども未来課、雇用労働政策課
16	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0社	R1	176社	136社	129.4%	県民生活・男女共同参画課
17	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	19.6%	R1	24.6%	30.0%	82.0%	〃
18	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18社	R1	30社	50社	60.0%	雇用労働政策課
19	病児・病後児保育実施施設数	26	20か所	R1	31か所	32か所	96.9%	こども未来課
20	新たに認定する女性農業経営士数	27	0人	R1	52人	60人	86.7%	新規就業・経営体支援課
21	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人数	26	64法人	R1	55法人	80法人	68.8%	県民生活・男女共同参画課
22	自治会長に占める女性の割合	27	2.4%	R1	3.2%	4.7%	68.1%	県民生活・男女共同参画課、市町村振興課
23	消防団員に占める女性の割合	27	1.4%	R1	2.0%	3.0%	66.7%	消防保安室

推進体制

No	項目	計画策定期		直近値		目標値	達成率	担当課
		年度	年	年度	年			
24	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」の周知度	26	55.7%	R1	48.2%	100%	48.2%	県民生活・男女共同参画課
25	男女共同参画・女性等を名称に冠した担当課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	R1	11.1%	33.0%	33.6%	〃

(2) 令和元年度県民意識調査の結果

県では、社会経済情勢の急激な変化や個人の生き方が多様化している中、男女共同参画についての県民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とするため、令和元年度に県民意識調査を実施しました。

1 調査概要

- (1) 調査対象：県内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 人
- (2) 調査期間：令和元年 9 月 17 日～10 月 7 日
- (3) 回収状況：有効回収数 1,082 人（有効回収率 36.1%）
女性 658 人、男性 399 人、性別不明 25 人
- (4) 調査方法：郵送による配布・回収

2 調査内容

男女の意識、教育、ドメスティック・バイオレンス、性暴力、人権、女性の活躍、仕事と生活の調和、地域活動、男女共同参画施策への要望

3 調査結果

ここではいくつかの調査結果をご紹介します。

①男女共同参画の意識について

図 1 全体：「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- 全体では、「同感しない」が 56.7% で、昭和 62 年以降増加しており、前回調査（52.1%）と比較すると 4.6 ポイント増加しています。一方、「同感する」は 6.4% で、前回調査（8.8%）と比較すると 2.4 ポイント減少しています。

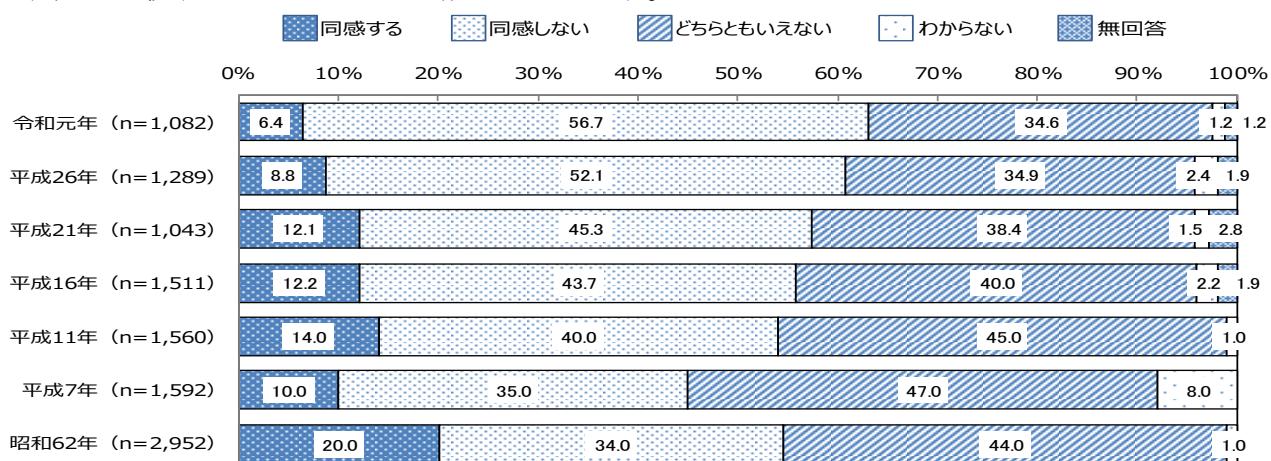


図 2 性別：「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- 性別でも、男女ともに「同感しない」が最も高く、女性 59.7%、男性 53.1% と着実に増加しています。

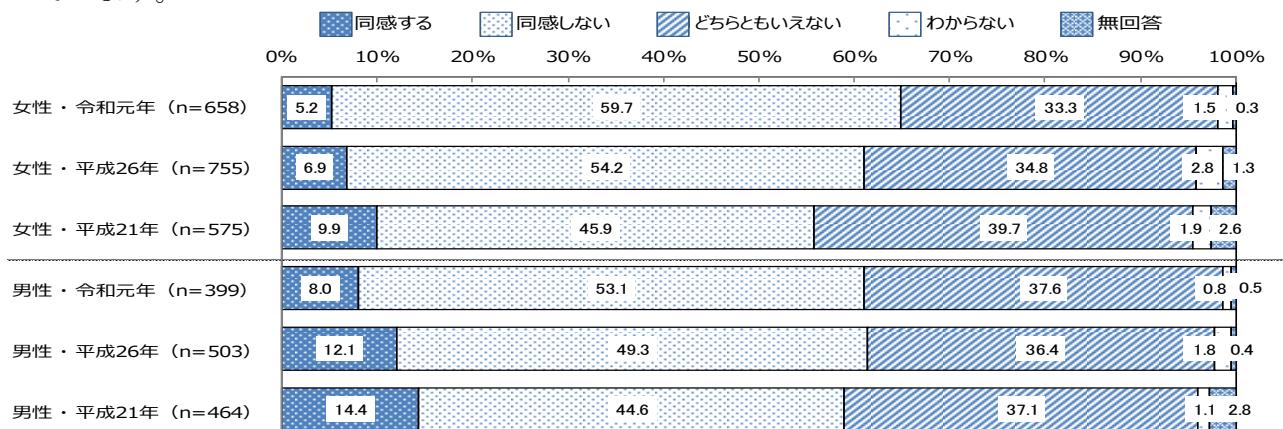
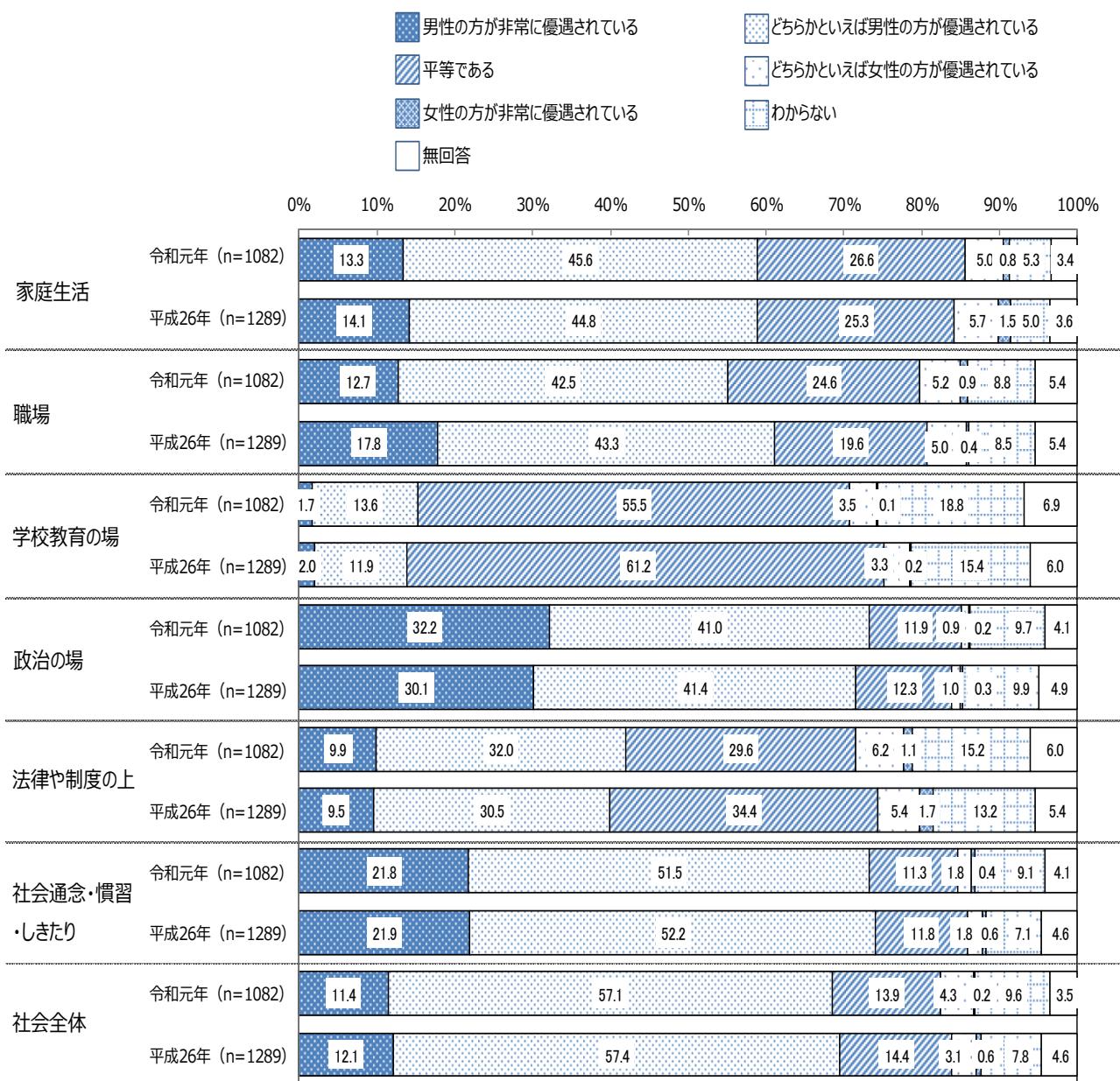


図3 男女の地位の平等感について

- 男女の地位の平等感について「平等である」と回答した割合はまだ低い状況にあります。
- 「平等である」を前回調査と比較すると、「家庭生活」では1.3ポイント増加、「職場」では5.0ポイント増加していますが、「学校教育の現場」では5.7ポイント減少、「政治の場」では0.4ポイント減少しており、「社会全体」としても0.5ポイント減少しています。
- 「男性の方が優遇されている（計）※」は、「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり」で7割を超えていました。

※「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合算したもの。



②ドメスティック・バイオレンスについて

図4 配偶者や恋人など親密な関係にある人との間の被害（DV被害）の経験

- 身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力のいずれかの暴力を1度でも受けたことがあるDV被害経験者は、全体では40.2%となっており、前回調査（37.9%）と比較すると2.3ポイント増加しています。
- 「DV被害経験がある」女性の割合は45.3%となっており、前回調査（42.1%）と比較すると3.2ポイント増加しています。

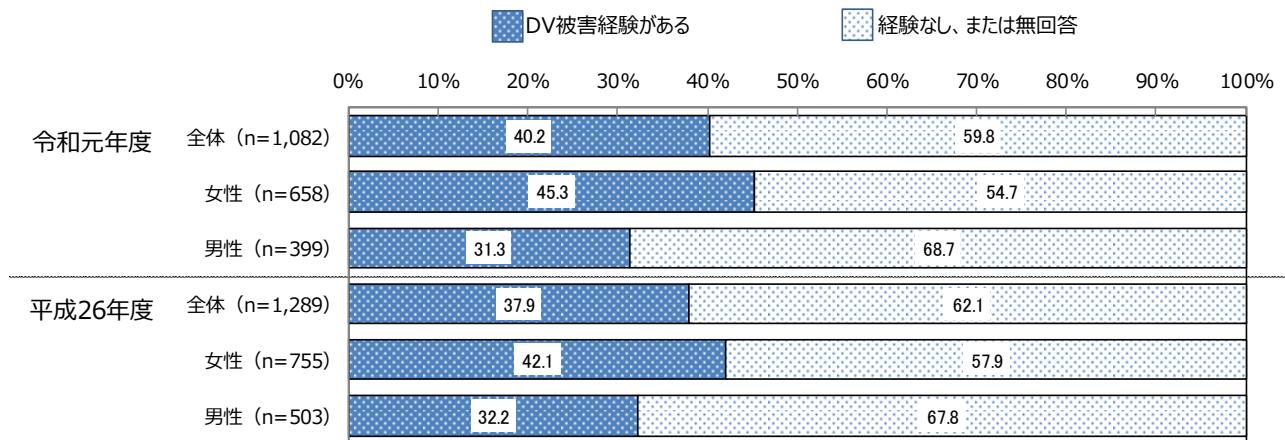


図5 DV被害を誰（どこ）に相談したか

- 全体では、「誰（どこ）にも相談しなかった」割合が69.5%で最も高く、次いで「友人・知人」が21.0%、「家族や親戚」が17.1%となっています。

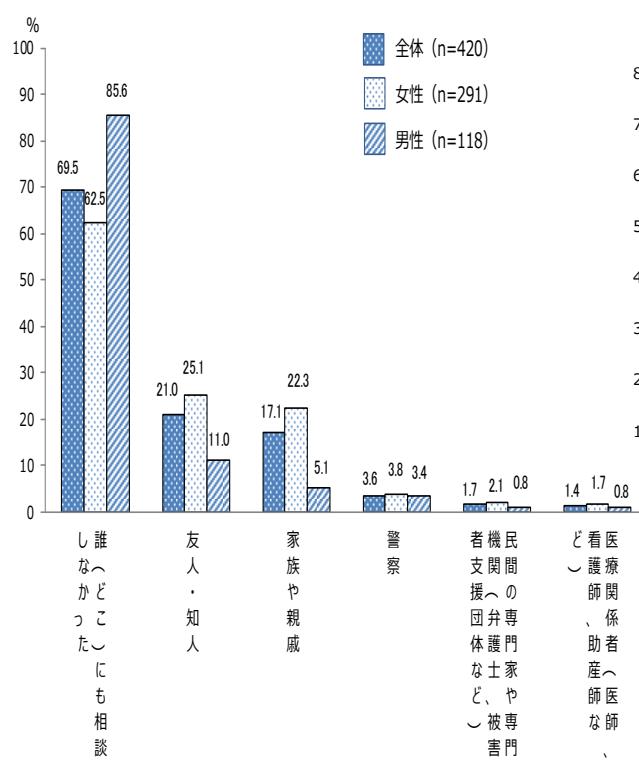
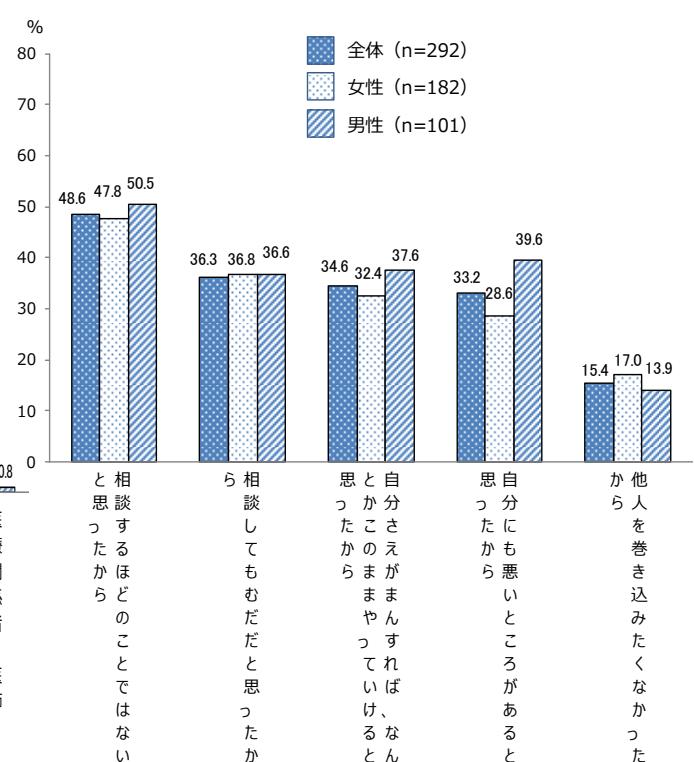


図6 DV被害を相談しなかった理由

- 全体では、「相談するほどのことではないと思ったから」が48.6%と高く、次いで「相談してもむだだと思ったから」が36.3%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が34.6%となっています。



③性暴力について

図7

性暴力被害の経験

- 女性では、「1人からあった」が8.1%、「2人以上からあった」が3.2%となっており、合計で11.3%となっています。

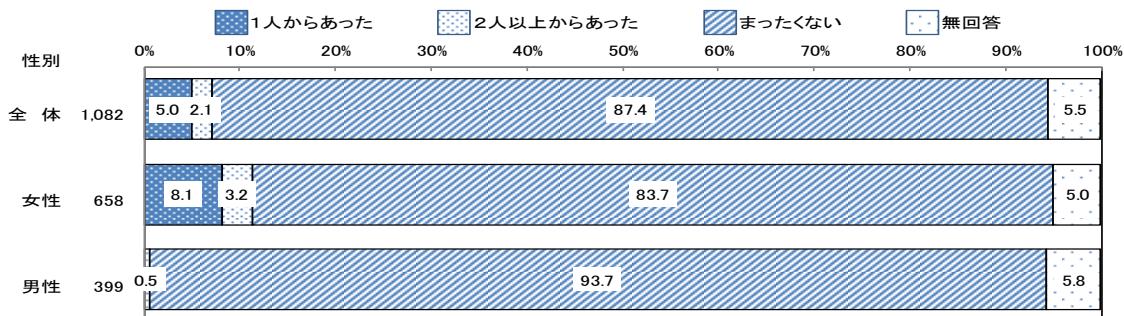


図8

性暴力被害を誰（どこ）に相談したか

- 女性では、「誰（どこ）にも相談しなかった」が66.2%となっています。
- 「友人・知人」と回答した女性は20.3%となっています。

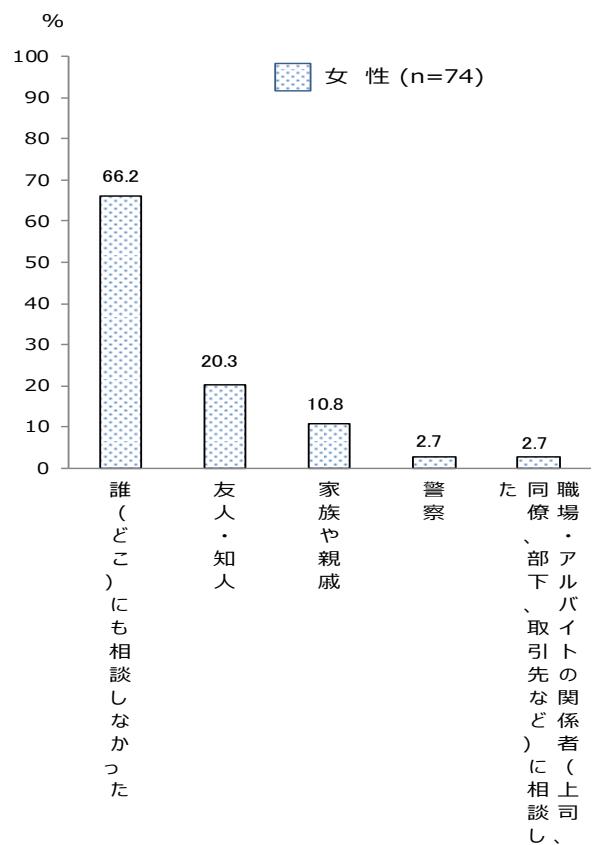
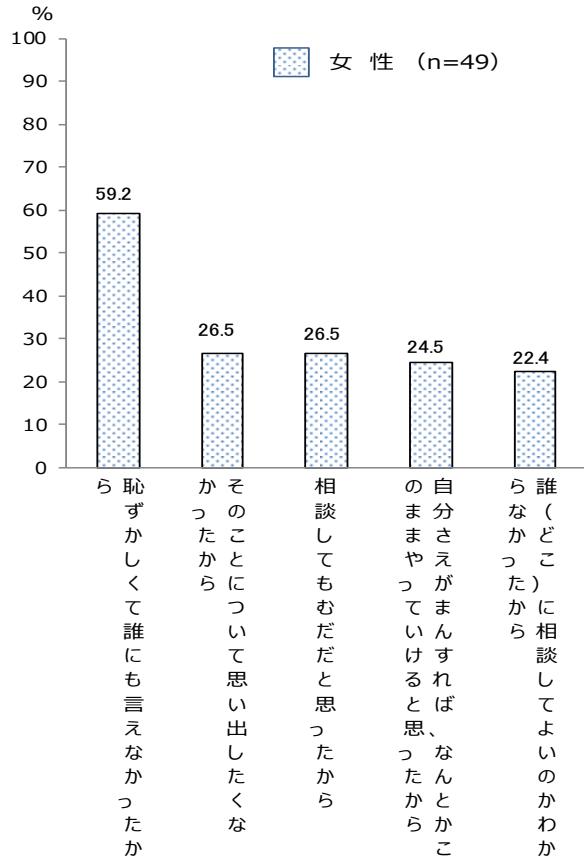


図9

性暴力被害を相談しなかった理由

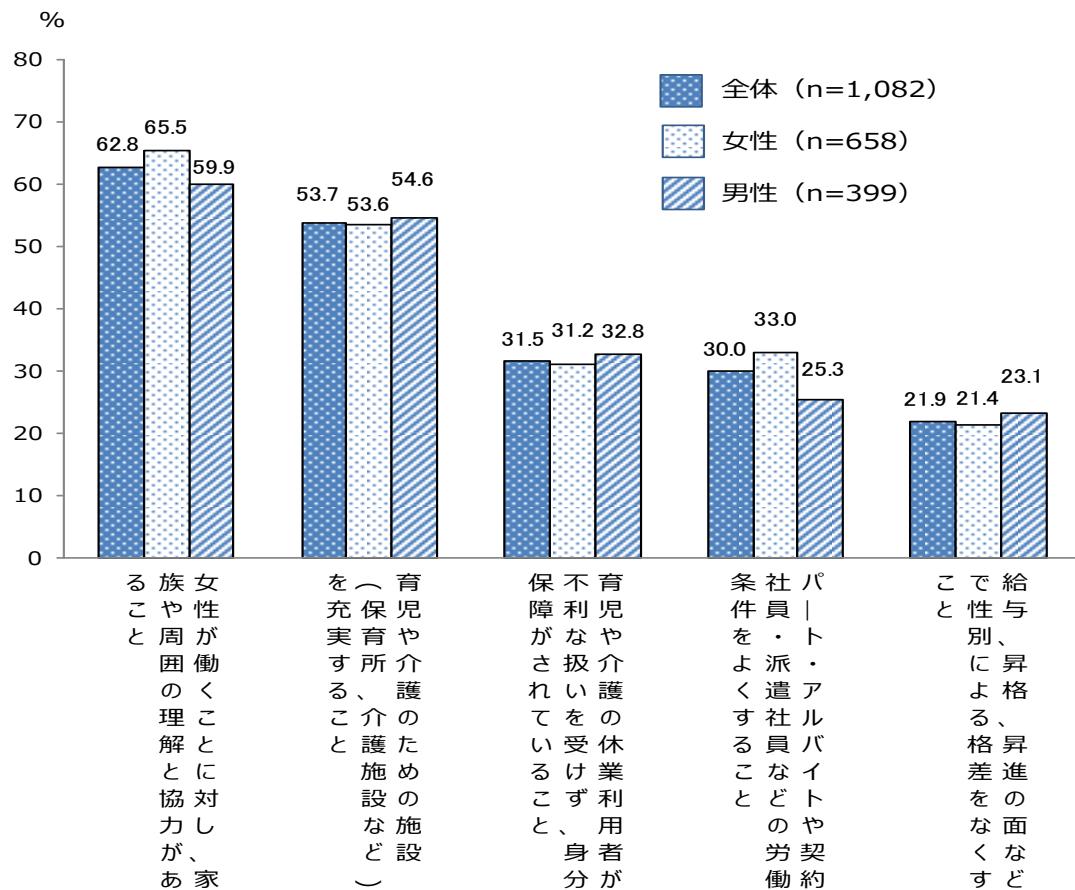
- 女性では、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が59.2%と最も高くなっています。



④女性の活躍について

図10 女性の就業継続に必要なこと

- 全体では「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が 62.8%で最も高く、次に「育児や介護のための施設（保育所、介護施設など）を充実すること」が 53.7%となっています。



⑤男女共同参画施策について

図11 各種周知度について

- 男女共同参画社会に関する周知度（※）は 70.2%、ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）は 61.8%、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）は 48.2%となっています。

※周知度…「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計

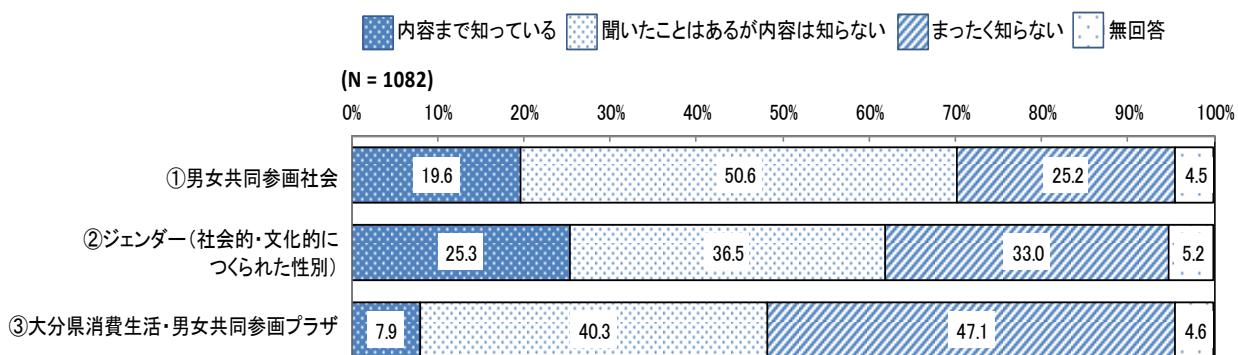
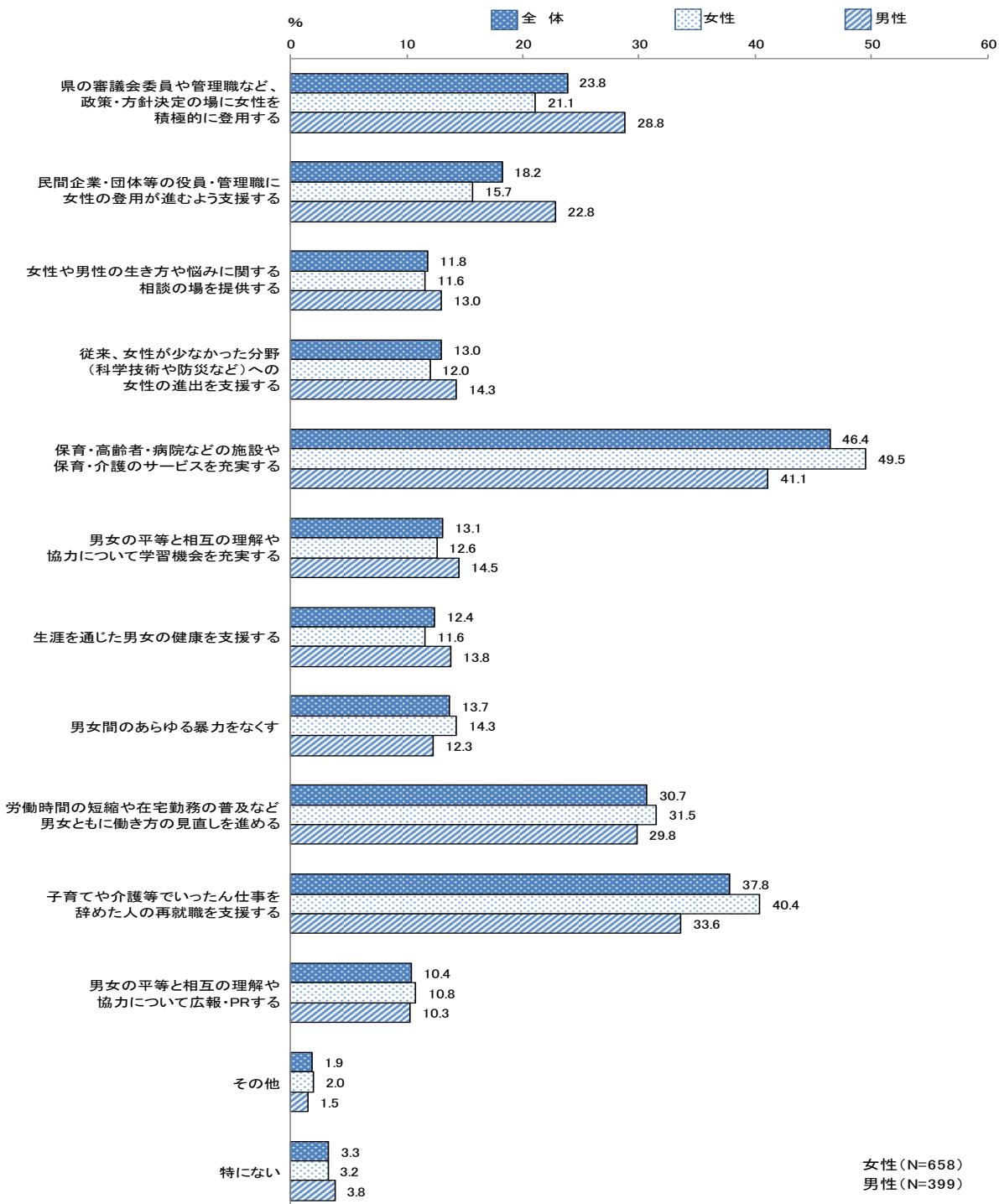


図12 県が推進していくべき男女共同参画施策について

- 全体では、「保育・高齢者・病院などの施設や保育・介護のサービスを充実する」が46.4%と最も高く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が37.8%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」が30.7%となっている。
- 性別でみると、最も差がみられた「保育・高齢者・病院などの施設や保育・介護のサービスを充実する」では、女性(49.5%)が男性(41.1%)より8.4ポイント高い。



- 「男女共同参画社会づくりのための意識調査報告書」の詳細については、大分県庁ホームページをご覧ください。

県庁ホームページ : <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/danzyotyousa-r1.html>



第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本県では、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な変化に対応し、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境をつくるため、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定、公布しました。

この条例には以下の6つの基本理念が規定されており、この計画についてもこれらの基本理念をもとに策定されています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されなければなりません。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあります。

そのため、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければなりません。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の「家庭生活における活動」について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それ以外の活動（仕事、学校、地域活動など家庭生活における活動以外の活動）を行うことができるようしなければなりません。

⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにしなければなりません。

⑥ 國際的協調

男女共同参画の推進が、女子差別撤廃条約や世界女性会議の成果、SDGs等の国連活動など、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われなければなりません。

(2) めざす姿

この計画を進めることにより、「大分県がめざす男女共同参画社会の姿」は以下の3つです。

《 誰もが人権を尊重され、尊厳を持って暮らせる大分県 》

《 女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を発揮できる大分県 》

《 暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせる大分県 》

男女共同参画社会が実現すると、次のような暮らしやすい活力ある大分県になります。

< 家庭 >

- 男性や女性、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築くことができます。
- 性別にとらわれず子どもの個性と能力を尊重する子育てにより、子どもの多様な生き方を可能にします。
- 男性も女性も、子育て・家事・介護等に参画することが当たり前となり、男女が共に喜びと責任を分かち合うことができます。
- 多様な保育サービスや介護サービスを受け、地域の人に支えられて、男女が共に子育てや介護を行うことができます。
- 男性も女性も、趣味や学習、仕事、ボランティア活動・地域社会への参画等を通じて自己実現を図り、健康で充実した生活を送ることができます。

< 地域 >

- 固定的な性別役割分担に基づく慣行が見直され、個人の考え方や行動が尊重されるようになります。
- 幅広い年齢層の男女が様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献することができます。
- 地域活動が活発に行われ、子育てや介護などの協力体制が整い、誰もが安心して暮らすことができます。

< 働く場 >

- 採用、賃金、昇進等の男女差別が解消され、その人の個性、能力、意欲が十分発揮できます。
- テレワーク導入やオンライン活用等が進み、柔軟な働き方が可能となって、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境が整い、心身共にゆとりと充実感を持って働くことができます。
- 女性も事業の企画や経営の方針決定過程に参画して、女性の能力が活用され、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。
- 性別、国籍、年齢等による差別のないダイバーシティ社会が進み、個人の能力が最大限に発揮されます。
- 母性健康管理やセクシュアルハラスメント対策、マタニティハラスメント対策等が講じられ、働きやすい職場環境が整備されます。

(3) 総合目標及び基本目標

この計画の総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を定め、さらに基本目標ごとに重点目標を設定しています。

重点目標には、「現状と課題」として前計画策定後の5年間での社会経済情勢の動きや新たな課題を記載しています。また、その課題に対する県の取組を「主な取組」として記載しています。

総合目標 男女共同参画社会の実現

日本国憲法には個人の尊重と法の下の平等がうたわれています。性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、健やかで心豊かに人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

平成11年に 基本法が制定され、男女平等の視点にたって法律や制度が整備されるとともに、学習機会の提供や広報・啓発などのさまざまな取組が行われてきました。

令和元年度県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「同感しない」と回答した人の割合は、56.7%となり、前回調査の52.1%より4.6ポイント上回りました。一方で「社会全体において男女が平等であると感じている割合」は、13.9%と前回調査の14.4%より0.5ポイント下回っており、まだまだ低い状況です。

男女が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、その能力を十分に發揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取組が必要です。

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

重点目標2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し

重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。しかし、現状では固定的な性別役割分担意識と長時間労働を前提とした労働慣行等により、子育て・家事・介護等の多くを女性が担っています。また、女性が仕事や地域活動等を行うための環境は十分には整っていません。

女性の社会参画を進めるためには、継続就労が可能となる働き方の導入や、働きやすい職場環境整備に加え、男性の子育てや家事等への積極的な参画などに取り組む必要があります。

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標4 男性の子育て・家事・介護等への参画促進

重点目標5 農林水産業における男女共同参画の推進

重点目標6 男女が共に支える地域づくりの推進

基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

男女共同参画社会は、個人が尊重され、誰もが自らの存在に誇りの持てる社会であり、その基礎には男女それぞれの人権の確立があります。しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識などから、男女が対等な関係にあるとは言い難く、また、性別に起因する人権の問題がいまだに存在しており、それが男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を与えます。そこで、被害者の相談支援体制を拡充するとともに、予防啓発による暴力を容認しない意識の浸透に取り組む必要があります。

重点目標1 生涯を通じた健康支援

重点目標2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援

重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発

(4) 計画の体系



No.	指標	計画策定時の 年度 数量		目標値 (令和7年度)	指標等の出典	担当課・室
		年度	数量			
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方方に同感しない人の割合	R1	56.7%	70.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	13.9%	30.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
3	高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	H30	291	452 (R6)	平成30年度 県調べ	福祉保健企画課
4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	R1	70.2%	100%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
5	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	55.5%	75.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
6	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	R1	61.2%	100%	令和元年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
7	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	R1	12.2%	21.0%	令和元年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
8	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数	R1	176社	271社	令和元年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
9	25～44歳女性の就業率の全国順位	H29	21位	1位	平成29年度 総務省 就業構造基本調査	県民生活・男女共同参画課
10	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	24.6%	35.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
11	病児・病後児保育実施施設数	R1	31か所	33か所	令和元年度 県調べ	こども未来課
12	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証企業数	R1	287社	707社	令和元年度 県調べ	雇用労働政策課
13	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位	H28	12位	1位	平成28年度 総務省 社会生活基本調査	こども未来課
14	男性の育児休業取得率	R1	4.8%	国の目標以上 (現状13%(R2))	令和元年度 県調べ	雇用労働政策課
15	新たに認定する女性農業経営士数	R1	52人	131人	令和元年度 県調べ	新規就業・経営体支援課
16	NPO法人設立時の役員数の全体に占める女性の割合	R1	24.2%	30.0%	令和元年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
17	自治会長に占める女性の割合	R1	3.2%	5.9%	令和元年度 県調べ	市町村振興課
18	消防団員に占める女性の割合	R1	2.0%	3.2%	令和元年度 県調べ	消防保安室
19	男性の健康寿命	H28	71.54歳	73.75歳 (R4)	平成28年度 厚生労働省 健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究	健康づくり支援課
20	女性の健康寿命	H28	75.38歳	77.03歳 (R4)	平成28年度 厚生労働省 健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究	健康づくり支援課
21	朝食を毎日食べるようにしている児童・生徒の割合(小5)	R1	89.8%	95.5%	令和元年度 県調べ	体育保健課
22	妊娠中の妊婦の喫煙率	H30	2.4%	0%	平成30年度 厚生労働科学研究	健康づくり支援課
23	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	R1	29.4%	70.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
24	おおいた性暴力救援センター「すみれ」の周知度	R1	15.5%	70.0%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
25	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	R1	48.2%	100%	令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
26	女性活躍推進法の推進計画を策定している市町村の割合	R1	66.7%	100%	令和元年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課

2 各論編

▶ 基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

▶ 重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

■ 現状と課題 ■

- ① 家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できない状況があるため、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められます。
- ② メディアが社会に与える影響は極めて大きいことから、その活用にあたっては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象として、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとすることが重要です。
- ③ 「人権に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいることがうかがえますが、全国調査（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年）に比べると差別的取扱いがまだ多い状況にあります。引き続き多様なあり方を認める意識の啓発に努める必要があります。
- ④ セクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の背景には女性を軽視する意識があると考えられ、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。女性の人権を尊重する啓発の推進が必要です。
- ⑤ 少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下しています。こうした中、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」や、高齢の親が無就労の子の生計を支える「8050問題」などの複合的な課題も生じています。
- ⑥ 地域の課題解決に向けて、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。
- ⑦ 元気で活躍したい高齢者のニーズに応えるためにも、70歳以上でも働く企業の普及・啓発が必要です。
- ⑧ ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、経済的負担だけでなく、母親又は父親が仕事、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- ⑨ 子どもの貧困率が諸外国に比べて高いことや、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が依然として低いことなどから、子どもの貧困に対する対応が求められています。
- ⑩ 障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指し、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を継続して送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備や住まい・働く場の確保、文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の推進が必要です。
- ⑪ 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。
- ⑫ 平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことから、引き続き、受入環境の整備はもとより、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要です。
- ⑬ 大分県男女共同参画推進条例において「国際的強調」を基本理念の一つに掲げており、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る取組の動向、成果及び経験を十分に活かしていく必要があります。

主な取組

(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、特に男性や若年層・高年層の意識を変えるための広報・啓発活動の充実を図ります。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、企業や家庭における意識改革に向けた取組など経済界とも連携した啓発活動の充実を図ります。

<県民生活・男女共同参画課、人権尊重・部落差別解消推進課>

- ③ 学校教育や社会教育において、固定的な性別役割分担意識是正について研修等の充実を図ります。

<人権教育・部落差別解消推進課>

- ④ 男女共同参画社会の実現に向け実施される公民館等における各種学級やP T Aにおける研修を積極的に支援します。

<人権教育・部落差別解消推進課、社会教育課>

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアに対し、固定的な性別役割分担意識の解消、女性や子どもの人権の尊重など、男女共同参画についての理解を深め、積極的にその推進において役割を担うよう理解と協力を求めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を進めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ③ 県が作成する広報・出版物において、男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解し、適切な広報活動を行うことを促進します。

<県民生活・男女共同参画課>

(3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人や外国人の人権尊重の意識の浸透

- ① 高齢者支援、子育て支援などのサービスを個別に充実させるだけでなく、地域の実情に応じて対象を多世代に拡大し交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。

<福祉保健企画課>

- ② 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、建築物や公共施設などのハード面と、思いやりの心を醸成するソフト面の両面におけるユニバーサルデザインを推進します。

<福祉保健企画課>

- ③ 「ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」に基づき、ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやS N S等を活用した広報・周知を強化するとともに、子どもの居場所としての「子ども食堂」が継続して運営できるよう支援等を行います。

<こども・家庭支援課>

- ④ 高齢期を健康で、豊かに過ごすため、スポーツ、芸術、文化活動などに参加し、ふれあいや学ぶ機会の充実を図ります。

<高齢者福祉課>

- ⑤ 長年培った高年齢者の技術や技能が社会に生かせるよう、県内全域でシルバー人材センターの設置を関係機関と連携しながら進めるとともに、高齢者の就業機会の確保を図ります。

<雇用労働政策課>

- ⑥ 企業向けセミナーや職場環境の改善など高齢者が活躍する職場づくりや仕組みづくりにより、生涯現役社会実現を目指します。

<雇用労働政策課>

- ⑦ 高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者等を見守る人々への啓発活動や情報提供等を行うとともに、高齢者等を地域みんなで見守る仕組みづくりに努めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑧ 高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象に買い物料金の割引等の支援を行います。

<生活環境企画課>

- ⑨ 高齢者、障がい者等が県政情報を得やすいよう、広報テレビ番組等における手話通訳や文字放送の実施、点字広報誌の発行、広報誌の音訳テープ貸出などを行い、情報の充実強化を図ります。

<広報広聴課>

- ⑩ 虐待防止キャンペーン等による普及・啓発や研修会の開催により、意識啓発や関係者の資質向上を支援します。また、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨にのっとり、障がいや障がい者に対する理解促進や権利擁護を図るため、相談体制の充実や啓発活動に取り組みます。

<障害福祉課、障害者社会参加推進室>

- ⑪ 障がいのある人とない人がお互いに理解し合い地域で共生しながら、障がい者が豊かな生活を送るため、社会参加や交流活動の推進、芸術文化・スポーツの振興を図ります。

<障害者社会参加推進室>

- ⑫ 社会的自立に困難を有する青少年等を支援するため、おおいた子ども・若者総合相談センター等の関係機関をワンストップ化して開設した「おおいた青少年総合相談所」の利用促進を図るとともに、支援機関・団体によるネットワークの充実に努めます。

<私学振興・青少年課>

- ⑬ 困難を抱える子ども・若者やその家族が、身近な地域社会で必要な支援を受けられるようNPOとの協働を推進します。

<私学振興・青少年課>

- ⑭ 誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

<人権尊重・部落差別解消推進課>

- ⑮ 消費生活・男女共同参画プラザの「県民相談」において、トランスジェンダー等のセクシュアルマイノリティ（性的少数者）に関する相談に応じます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑯ 県の審議会や意識調査等により、女性が抱える複合的人権課題の把握に努めます。

<人権尊重・部落差別解消推進課、県民生活・男女共同参画課>

- ⑰ 高齢者、子ども、障がい者、外国人など、さまざまな人々が支障なく利用でき、必要な情報にアクセスしやすい県庁ホームページづくりに努めます。

<広報広聴課>

- ⑱ 企業と地元自治体等との連携により外国人労働者が地域住民と共生しやすい社会づくりを行うとともに、企業向けに、適正な制度理解を進めるためのセミナー等を実施します。

<雇用労働政策課>

(4) 国際的取組への協調

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組について、情報提供を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、国連女性の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準について県民の理解を促すよう学習機会を提供します。

<県民生活・男女共同参画課>

指標 及び 目標値			
指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7 年度)
	(年度)		
「男は仕事、女は家庭」という考え方方に同感しない人の割合	R1	56.7%	70.0%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	13.9%	30.0%
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	H30	291	452 (R6)

トピックス

固定的な性別役割分担意識



男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

令和元年に県が実施しました「[男女共同参画社会づくりのための意識調査](#)」では、「『男は仕事、女は家庭』という考え方に対する同感しない人の割合」は、56.7%となっており、同感しない人の割合は、増加傾向にあります。

固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合の推移

年度	昭和 62 年	平成 7 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年	令和元年
同感しない 人の割合	34.0%	35.0%	40.0%	43.7%	45.3%	52.1%	56.7%

データ元：大分県「男女共同参画社会づくりのための意識調査」

トピックス

子どもの貧困対策



令和元年国民生活基礎調査によれば、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%となっています。

子どもの貧困については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。令和元年6月19日には同法が改正され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため、現在から将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされています。

県では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、計画に基づき効果的な施策を推進していきます。

日本の子どもの貧困率の推移

年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
子どもの 貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%

データ元：国民生活基礎調査

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し

現状と課題

- ① 令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査（以下「県民意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感しない人は増えてきているものの、性別役割分担意識は根強く、直接・間接的に社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力に結びつくことがあります。そのため、その意識の解消を目指し、今後も全県的な広がりを持った広報・啓発活動を展開する必要があります。
- ② 社会における活動やライフスタイルが多様化する中で、様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って、誰もが柔軟な選択ができるよう県民意識調査の実施や統計情報の収集・整備・提供を積極的に行って、状況を客観的に把握し、見直すことが求められています。
- ③ 働く場においては、依然として固定的な性別役割分担意識が根強いため、性による差別意識解消を図る必要があります。
- ④ これまでの広報・啓発活動を強化・充実させることに加えてコロナ禍によるリモートワークの推進や男性の子育て・家事の促進など社会構造の変化を捉えた事業を推進することにより、男女共同参画意識一層の向上を図ります。

主な取組

（1）全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化

- ① 市町村、女性団体、NPO、経済団体、マスメディア、教育関係団体等と連携・協働し、男女共同参画社会づくりに向けて全県的な広がりを持った広報・啓発活動の充実・強化を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 男女共同参画週間、人権啓発イベント等の多様な機会を捉えて、男女共同参画の理念を浸透させる行事を実施します。

＜県民生活・男女共同参画課、雇用労働政策課、人権尊重・部落差別解消推進課＞

- ③ 男女を問わず、子どもや若年層、高年層に対して講座の開催や啓発誌の作成、SNSなど様々な媒体を通じて広報・啓発の一層の充実・強化に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 少子化の現状とその影響、子どもを取り巻く状況などについて県民の理解を深めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための意識づくりに努めます。

＜こども未来課＞

（2）家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

- ① 家庭・地域・働く場など社会の様々な場面における慣行について、誰もが社会活動やライフスタイルについて、性別に関わりなく自由に選択できるよう、見直しを呼びかけます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 税制、社会保障制度、家族法制等について、男女の社会活動やライフスタイルの選択に対して影響を与えるものを見直す機運を醸成するため、県民が理解を深められるよう、情報提供や啓発を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 働く場での性による差別解消を図るため、事業主や労働者に対し、労働講座・出前講座の開催や「労働おおいた」等の広報誌を通じて男女共同参画の幅広い啓発に努めます。

<雇用労働政策課>

(3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

- ① 男女共同参画の推進にかかる国内外の情報の収集・提供を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 男女共同参画を担う人材や団体の情報の収集・整備・提供を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ③ 男女共同参画をめぐる現状や県民意識を把握するため、県民意識調査等を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ④ 各種統計情報等の性別・年代別データの収集・提供に努めます。

<県民生活・男女共同参画課>

(4) 女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透

- ① 男女共同参画に関する取組状況を把握し、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の好事例を紹介するなどして、企業のポジティブ・アクションを促進します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② いきいきと活躍する女性や、仕事と家庭を両立させた身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例についてメディアやホームページを活用し積極的に情報発信します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ③ 家庭や地域において、いきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。

<県民生活・男女共同参画課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	R1	70.2%	100%

トピックス

男女共同参画週間行事の取組の紹介



毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の皆さんの意識を深めるための啓発事業として、県内各市町村で街頭キャンペーンを行っています。また、男女共同参画週間行事として「アイネス男女共同参画フェスタ」を開催し、講演会やワークショップ、パネル展示なども行っています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

- ① 男女共同参画社会を実現するためには、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとても重要です。
- ② [県民意識調査](#)によると、男女の地位が平等であると感じている人の割合は、「学校教育の場」が 55.5% で最も高い結果となっています。
- ③ 今後も学校教育において、児童生徒が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。
- ④ 児童生徒の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、主体的に進路選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図る必要があります。
- ⑤ 科学技術・学術分野における研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、日本は 16.6% と諸外国と比較して、低水準にとどまっています。
- ⑥ 次代を担う女性の科学技術人材を育成していくため、女子中高生が科学技術に興味・関心を持つような機会を増やし、生徒のみならず、保護者や教員等に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すなど、キャリア教育の推進を図る必要があります。
- ⑦ 学校における政策・方針決定過程に女性が参画することは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。
- ⑧ 女性にとって能力を発揮しやすい職場環境をつくる上でも大切なことから、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き促進していく必要があります。

主な取組

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成の確立に向けて取組を進めます。

<義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>

- ② 児童生徒の段階から、男女を問わず一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進します。

<体育保健課>

- ③ 男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校において健康教育やエイズ・性感染症の予防などの性に関する教育を推進します。

<体育保健課>

- ④ 校長はじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるように、計画的・体系的な研修を実施していきます。

<教育人事課>

(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 誰もが、各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた啓発を推進します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 児童生徒が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労、職業観を身に付けられるようキャリア教育を推進します。特に高等学校において、理工系分野への選択促進及び理工系人材の育成を目指して、女子生徒、保護者及び教員の理工系分野に関する理解を促進します。

<義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>

- ③ 子どもたちの発達の段階に応じた取組を工夫するとともに、小・中・高等学校で一貫したキャリア教育をスムーズに受け継ぐ仕組みを行うための指導内容・方法等の改善・充実を一層図ります。

<義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>

- ④ インターネットを活用した多様なメディアにより、男女共同参画に係る県内の様々な学習機会情報の提供に努めます。

<社会教育課>

- ⑤ 主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、高等技術専門校での質の高い職業訓練や民間機関を活用した多様な職業訓練の機会を提供します。

<雇用労働政策課>

- ⑥ 人権教育推進に携わる指導者の養成を進めるとともに、公民館等の講座において、性別に関わりなく誰もが主体的な生き方を選択できるよう、女性をめぐる人権問題の学習機会・内容の充実を図ります。

<人権教育・部落差別解消推進課>

- ⑦ 子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や望ましい人間関係の構築のための教育・学習を充実させます。

<教育財務課、義務教育課、高校教育課>

- ⑧ 高齢者をはじめ地域住民が今まで学んできた知恵や経験を生かし、学校教育活動の支援や放課後や土曜日等の子どもの体験・学習活動等を支援する体制づくりを推進します。

<社会教育課>

(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 学校において、女性が能力を発揮しやすく、管理職選考試験を受けやすい環境整備に努めます。

<教育人事課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7 年度)
	(年度)		
学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	55.5%	75.0%

トピックス

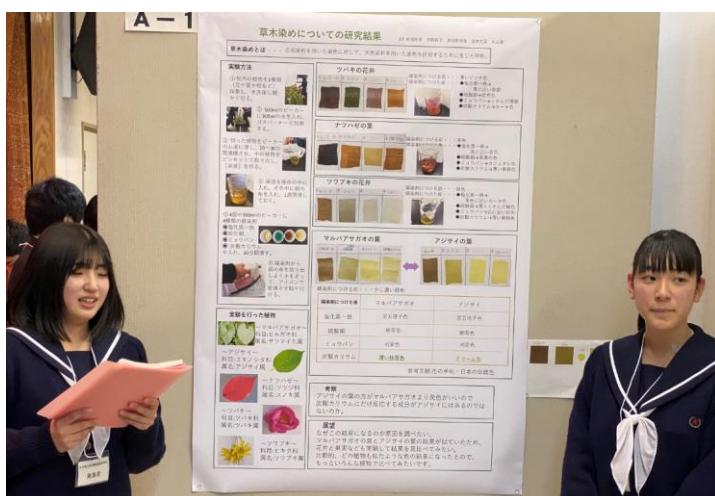
女子の理工系分野を視野に入れたキャリア教育



次代を担う女性の科学技術人材を育成していくためには、小・中・高等学校において、科学技術に興味を持つ女子児童・生徒を増やす必要があります。

高等学校では、スーパーサイエンス・ハイスクール（S S H）等の取組から、理数教育の教科を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高めています。

中でも大分県では、大分舞鶴高等学校、日田高等学校、佐伯鶴城高等学校（令和2年度時点）が、S S H研究指定校として先進的な理数教育を実践することにより、将来の国際的な科学技術人材の育成を推進しています。



研究発表の様子



小学生に実験説明をしている様子
(スーパーサイエンスカフェ)

▶ 基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進 ▶

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

■ 現状と課題 ■

- ① 女性の就業率は伸びているものの、民間企業等における管理職に占める女性の割合は依然として低い状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。
- ② 人口減少社会や不確実性の時代において今後も本県の活力を維持し、大分県版地方創生を実現するためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めることができます。

■ 主な取組 ■

(1) 審議会等への女性の参画促進

- ① 県の全ての審議会等において、女性委員の割合が4割以上となることを目指します。職指定等で女性委員の就任が困難な審議会等については、着実な登用を図るための個別目標を設定し、女性の参画促進を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 市町村の審議会等においても女性委員の参画を推進するよう要請します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 役職・管理職等への女性の登用促進

- ① 「女性が輝くおおいた推進会議」の取組として、企業や各種機関・団体等に対し、女性の採用や役員・管理職への登用について実効性のある取組を働きかけ、女性活躍推進宣言として公表してもらいます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 企業等における女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、表彰や広報を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 企業や各種機関・団体等の女性が役員や管理職を目指せるよう学習機会を提供するとともに、女性部下を育成・登用する管理職等への研修も行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 男女共同参画を担う人材育成

- ① 実践に役立つ学習・研修機会の提供や自主的な学習活動の支援を通じて男女共同参画の推進を担う人材を育成します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 各種の講座や研修会等を通じて女性のエンパワーメントを支援します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 県内各地において地域に根ざした活動を実践している女性の団体と連携を図りながら啓発・研修を行うことにより女性の意識や資質の向上が図られるよう支援します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 男性の人材を育成するため、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。
 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑤ 男女共同参画を担う人材のネットワークづくりを支援します。
 <県民生活・男女共同参画課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7年度)
	(年度)		
女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	R1	61.2%	100%
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	R1	12.2%	21.0%
<u>女性が輝くおおいた推進会議</u> の女性活躍推進宣言企業数	R1	176 社	271 社

トピックス

女性活躍推進宣言



少子高齢化が進む中、地域の発展、企業の発展のためには女性の活躍が不可欠です。県では、働く場において女性の個性と能力が十分發揮される活力ある大分県の実現を図るため、経済団体と連携して女性の活躍を推進する「おおいた女性活躍推進会議」を設置し、県内事業所に「女性活躍推進宣言」を働きかけています。

この宣言は、各事業所が、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度導入、採用、登用などについて、それぞれの状況に応じた取組み目標を宣言するものです。

宣言作成や取組を後押しするため、専門家(社会保険労務士やキャリアコンサルタント)を派遣し、事業所のそれぞれの実情に応じた支援を行っています。

また、女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、その成果が認められる事業者に「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を行い、その取組を公表しています。



<ホームページ>

「女性が輝くおおいた推進会議」サイト内で、表彰受賞企業の取組みや県内企業の女性活躍推進宣言等ご紹介しています。

<http://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/>



▶ 基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進 ▶

重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

- ① 管理職に占める女性の割合は依然として低い状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に發揮できるようにするためには、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差、長時間労働の削減等に関する目標設定・目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。
- ② 第1子出産を機に女性の約半数が退職するほか、介護や看護で離職・転職する人が毎年10万人おり、その8割が女性であるなど、出産、子育て、介護等を理由に就業を中断する女性が依然として多いことから、継続就労あるいは再就職ができる環境の整備が求められています。
- ③ [県民意識調査](#)によると、女性が仕事を続けていくために必要なことは、「家族や周囲の理解と協力があること」が最も高い割合となっています。そのためには、男女労働者間の格差を解消し、各人がそれぞれ選択した生き方の中で、その能力を十分に発揮していくことができる体制の整備が必要です。
- ④ 平成26年7月1日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行され、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、間接差別として禁止されています。
- ⑤ 働く場におけるセクシュアルハラスメントの防止については、事業主や労働者に対する周知啓発などにより、男女がともに安心して働くことができる職場環境を整える必要があります。
- ⑥ 妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）を行うことは法令違反となります。事業主に対する啓発とともに、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度の周知も必要です。
- ⑦ 令和2年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が施行され、正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されました。令和3年4月1日には中小企業において適用されるため、雇用環境の整備が重要となってきます。
- ⑧ 女性が創業する場合、アイデアと意欲はあっても経営や事業に関する知識が不足しているなどの課題があることから、アイデアを事業化することへの支援やネットワークの構築によるノウハウの共有が必要です。

■ 主な取組 ■

（1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係する様々な施策を積極的に推進します。

<県民生活・男女共同参画課、こども未来課、雇用労働政策課>

- ② 事業主や労働者に対し、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止について周知啓発を行い、男女がともに安心して働くことができる職場環境づくりを推進します。また、労働相談により、被害者の救済支援に努めます。

<県民生活・男女共同参画課、人権尊重・部落差別解消推進課、雇用労働政策課>

- ③ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などに基づき企業が女性労働者の母性保護及び母性健康管理を積極的に進めるよう、事業主や労働者に対し労働講座・出前講座等により普及・啓発に努めます。

＜雇用労働政策課＞

- ④ 企業（女性の職業生活）における活躍推進の意義を理解し積極的に取り組む機会を提供することで、企業における理解を促すとともに、女性自身のモチベーションアップやスキルアップにもつながるよう支援を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ 市町村に対して職員のセクシュアルハラスメント防止対策の充実を図るよう要請します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

（2）非正規雇用における雇用環境の整備

- ① パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者などの非正規労働者に対する法令に基づいた適切な雇用管理、正規職員との均衡がとれた労働条件・待遇の確保・改善について、事業主、労働者への労働講座・出前講座の開催、広報誌等により、法令遵守の徹底を図ります。また、法令違反など不適切な事例については労働相談等による対応に努めます。

＜雇用労働政策課＞

- ② 非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者に対して、国家資格等の取得を目指す職業訓練の機会の提供や、訓練後の就職支援を行います。

＜雇用労働政策課＞

（3）ポジティブ・アクションの推進

- ① 事業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報誌を通じて、企業のポジティブ・アクション促進について啓発に努めます。

＜雇用労働政策課＞

- ② 県工事の入札参加に関する制度において、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を評価します。

＜土木建築企画課＞

- ③ 県庁舎等維持管理業務に係る入札参加資格審査において、審査事項として、「女性の職業生活における活躍の推進」を追加するなど、積極的に取り組んでいる企業を評価します。

＜用度管財課＞

- ④ 県の入札手続きにおいて、女性の職業生活における活躍の推進への取組状況を考慮していくよう努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ 男女共同参画に関する取組状況を把握し、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の好事例を紹介するなどして、企業のポジティブ・アクションを促進します。

＜県民生活・男女共同参画課＞〔再掲〕

(4) 女性の能力発揮促進のための支援

- ① おおいたスタートアップセンターを拠点に、相談対応、セミナー開催等を通じ男女を問わず、創業の実現を支援します。また、ビジネスプラン発表会「おおいたスタートアップウォーマンアワード」を実施し、女性起業家の裾野拡大や次代の女性起業家のロールモデル創出に取り組みます。

<経営創造・金融課>

- ② 女性にとって柔軟な働き方が可能となる企業誘致を推進します。

<企業立地推進課>

- ③ 女性の就業割合が低い産業のイメージ向上や、女性が働きやすい職場環境の整備の促進に努めます。

<土木建築企画課>

- ④ 性別を理由とした採用・配置・昇格等における差別的取扱いが行われない職場づくりを進めるため各種法令等の周知・啓発に努めます。

<雇用労働政策課>

- ⑤ 出産・育児等の理由により離職し再就職を希望する求職者のスキルアップを図るため、職業訓練コースを拡充するとともに、職業訓練期間中の保育料の助成や託児サービスの提供による受講環境の整備を進め、再就職の支援を行います。

<雇用労働政策課>

- ⑥ 働く女性のスキルアップやキャリア形成に役立つ講座の開催及び情報提供を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑦ いきいきと活躍する女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例についてホームページ等を活用し積極的に情報発信します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑧ 女性の能力を十分に発揮するための情報提供、学習機会の提供、相談対応、助言など、総合的な支援を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

(5) 女性の就業継続、再就職のための支援

- ① 出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、男性の育児休業など様々な個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度についての普及・啓発に努めます。

<雇用労働政策課>

- ③ 労働者が、育児・介護休業を取得しやすくするために、育児・介護休業期間中に必要とする生活資金を融資します。

<雇用労働政策課>

- ④ 企業情報の提供や職業相談、職業訓練への誘導、企業とのマッチングイベントの実施など女性のライフステージに応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。

<雇用労働政策課>

- ⑤ 求職者の多様なニーズに対応できるよう、ジョブカフェの相談員を対象に研修を行い、カウンセリング能力の向上に努めます。

<雇用労働政策課>

- ⑥ 学校が行うキャリア教育への支援として、各種就職支援セミナーや企業人講話、内定者向け講習会などを行います。

<雇用労働政策課>

- ⑦ 商工会、商工会議所が実施する女性部員を対象とした研修会や講習会を支援し、女性部員の資質や地位の向上を図ります。

<商工観光労働企画課>

- ⑧ 自営商工業における経営と家計の分離を進めるため、商工会等による巡回指導等を通じて、経営の実態と家族従業者の状況把握に努めるとともに、経営の改善発達を支援します。

<商工観光労働企画課>

- ⑨ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

<こども未来課>

- ⑩ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、処遇改善や就学資金の貸付け、就職マッチングの強化などにより、保育士等の確保を図ります。

<こども未来課>

- ⑪ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園、認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。

<こども未来課>

- ⑫ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。

<こども未来課>

- ⑬ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。

<こども未来課>

- ⑭ 保育所の送迎や子どもの預かりなど地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。

<こども未来課>

- ⑯ 主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。

<こども未来課>

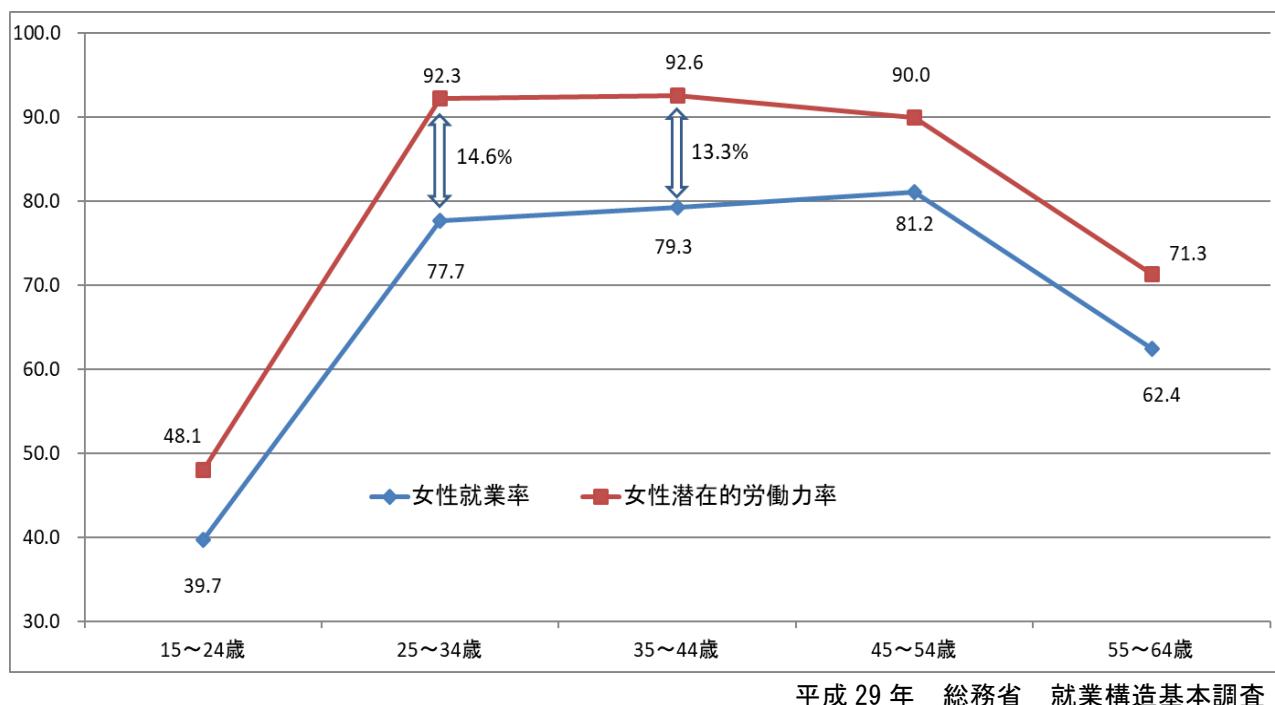
- ⑰ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。

<こども未来課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
	H29	21 位	
25～44歳女性の就業率の全国順位	H29	21 位	1 位
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	R1	24.6%	35.0%

大分県の女性の年齢別就業率と潜在的労働力率



トピックス

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）



ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいい、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、県の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性県職員の管理職への登用推進等が実施されています。大分県男女共同参画推進条例第4条では、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は県の責務として規定されています。

トピックス

おおいたスタートアップウーマンアワード



一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業の面でも女性のチャレンジを促進し、女性の多様な生き方の実現を図ることが必要となっています。

県では、自分らしく輝く女性の起業を応援するため、平成29年度より、様々な学びや交流の場の提供と、自身の想いを伝えるためのビジネスプラン発表会「おおいたスタートアップウーマンアワード」を実施し、女性起業家の裾野拡大と、次代の女性起業家のロールモデル創出に取り組んでいます。

令和元年度県内起業件数のうち、31.6%が女性による起業となっています。今後は、女性の起業を全体の3分の1まで引き上げることを目標に、引き続き女性起業家の支援を行っていきます。



第3回おおいたスタートアップウーマンアワード（令和元年度）ファイナリスト

トピックス

建設産業における女性活躍推進の取組



建設産業は、慢性的な人材不足の状態が続いている。また、男性の職場というイメージが定着し、女性の活躍が進んでいないという現状があります。

一方で、建設現場の情報化は急速に進展しており、ドローンやICT機器等を活用することで、経験の浅い若手職員や体力に不安のある女性職員の活躍の幅が広がっています。

県では、女性が輝いて活躍できる職場、誰もが働きやすく魅力的な建設産業となることを目指し、女性の特性や感性を生かした活躍のフィールドづくりに取り組む企業を応援するため、経営者向けのセミナーや建設業で働く女性向けのスキルアップセミナー及び女性のネットワークづくりに取り組んでいます。

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進 > 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- ① 人口減少が進展する中、2040年の本県人口は94.7万人と2015年の約19%減、生産年齢人口は約48.1万人と2015年の約28%にあたる18.3万人が減少すると予測されています。
- ② 結婚・出産の際でも離職せず就労を継続できるよう、企業が働き方を見直し、誰もが働きながら子育てや介護ができる環境を整える取組が必要となっています。
- ③ 平成31年4月1日より働き方改革関連法が順次施行されています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業が職場環境の整備や働き方改革などに取り組むことで、優秀な人材の確保や労働生産性の向上などのメリットがあることを認識してもらうことが必要です。
- ④ 厚生労働省「平成30年労働安全衛生調査」によると、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、58.0%と、半数を超えていました。その内容は、多い順に「仕事の質・量」「仕事の失敗、責任の発生等」「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」となっています。
- ⑤ 平成26年11月に過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目指し「過労死等防止対策推進法」が施行されました。適切な労働時間、健全な労働環境の実現に向けて、今一度、労働安全衛生環境を見直す必要があります。
- ⑥ 共働き世帯の増加や地域のつながりが希薄化するなか、安心して子どもを生み育てながら働く環境を整備するためには、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭を身近な地域や職場など、社会全体で支援することが求められています。
- ⑦ 労働者1人あたりの年間総実労働時間は減少傾向にありますが、パートタイム労働者の増加によるものと考えられ、一般労働者は依然2,000時間前後で高止まりしています。
- ⑧ 年次有給休暇は、働き方改革関連法が順次施行されていることもあります。取得日数は増加傾向にあります。引き続き、労働時間の短縮と年次有給休暇の取得を促進するための対策が必要です。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症対策やアフターコロナの新たな働き方として、県内でもテレワークの導入が進みつつありますが、大企業やオフィスワーク中心の企業が大半を占めており、導入が進まない製造業や建設業などにも導入を促進する必要があります。

主な取組

(1) 長時間労働の抑制等の推進

- ① 男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を表彰するなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。

<県民生活・男女共同参画課、雇用労働政策課>
- ② 労使代表者、有識者で構成する「[大分県働き方改革推進会議](#)」において、働き方改革の実現に向けた目標を設定し、経営者と労働者が一体となった取組を推進します。

<雇用労働政策課>
- ③ 職場での時間外労働の抑制・縮減による長時間労働の改善や健康指導・相談などの健康管理の体制整備・メンタルヘルス対策（ストレスチェック制度等）について、労働講座や広報誌等で普及・啓発に努めます。

<雇用労働政策課>

- ④ 長時間労働などの働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性の固定的な性別役割分担意識を解消するために意識啓発を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑤ 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、労働局等と連携して、生活時間に配慮した労働時間の設定改善、長時間にわたる時間外労働の是正、柔軟な働き方が選択可能な勤務制度、年次有給休暇の取得推進等に努めます。

<雇用労働政策課>

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

- ① 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、男性の育児休業など様々な個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度についての普及・啓発に努めます。

<雇用労働政策課> [再掲]

- ② テレワークの導入に個別に取り組むことが困難な中小企業等を支援します。

<雇用労働政策課>

- ③ 仕事と家庭を両立させた身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ④ 不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊症・不育症に対する理解促進のための普及・啓発を行います。

<こども未来課>

(3) 安心して子どもを生み育てながら働ける環境づくり

- ① 企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。

<こども未来課>

- ② 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

<こども未来課> [再掲]

- ③ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、処遇改善や就学資金の貸付け、就職マッチングの強化などにより、保育士等の確保を図ります。

<こども未来課> [再掲]

- ④ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園、認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。

<こども未来課> [再掲]

- ⑤ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。

<こども未来課> [再掲]

- ⑥ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど等、サービスの向上を図ります。

<こども未来課> [再掲]

- ⑦ 保育所の送迎や子どもの預かりなど地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。

<こども未来課> [再掲]

- ⑧ 主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。

<こども未来課> [再掲]

- ⑨ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。

<こども未来課> [再掲]

- ⑩ 子育て支援など、さまざまな分野において活躍する高齢者グループ等を発掘し、地域の担い手となる高齢者を増やすとともに、地域の活躍の場等の紹介を行います。

<高齢者福祉課>

- ⑪ 介護従事者の養成等、介護負担の軽減に向けた介護支援策を充実します。

<高齢者福祉課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
	R1	31 か所	
<u>病児・病後児保育実施施設数</u>			33 か所

トピックス

大分県働き方改革推進会議



人口減少が進展する中、本県産業の維持・発展のためには、優秀な人材の確保や育成が必要であり、県民誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍できる社会づくりを進めることが重要です。

平成 29 年には、経済団体や労働団体の代表、女性企業経営者、有識者など 14 名の委員と大分県知事、大分労働局長らが県内における働き方改革の推進を加速するため、4 つの目標を設定し、共同宣言を行いました。

【目標（「おおいた働き方改革共同宣言」平成 29 年 8 月 17 日）】

- 1 一般労働者の年間総実労働時間
全国平均以下（2020 年）
- 2 年次有給休暇取得率 70 %以上（2020 年）
- 3 男性の育児休業取得率 13 %以上（2020 年）
- 4 25 歳～44 歳の女性の就業率
77 %以上（2022 年）



トピックス

テレワーク



テレワークとは、ICT を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことです。災害対策や 2020 年に発生した新型コロナウィルス感染症への対策として、事業継続のためにも有効な手段となっています。また、テレワークは、働く場所によって「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の 3 つに分類することができます。在宅勤務とは、自宅を就業場所とする働き方です。1 日の業務をすべて自宅で行うため、通勤負担が軽減され、時間を有効に活用することができます。モバイルワークとは、移動中（交通機関の車内など）やカフェなどを就業場所とする働き方です。営業職など外出する業務の場合、様々な場所で効率的に業務を行うことができます。サテライトオフィス勤務は、所属するオフィス以外の他のオフィスや遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方です。遠隔勤務には、組織の活性化や地方創生など、多様な期待が寄せられています。

（出典：働き方・休み方改善ポータルサイト
リンク：<https://work-holiday.mhlw.go.jp>）

トピックス

おおいたイクボス宣言



子育てや親の介護などにより働き方に制約がある方が増えている一方で、労働力不足も大きな課題となっています。

このため、一緒に働く部下や職場の仲間が、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、組織としての成果を出すため、具体的な行動や目標を宣言する「イクボス」の宣言を推進しています。

【イクボス宣言の例】

- ①意識改革（自分の考え方や価値観を示す）
 - ・仕事を効率的に終わらせ、早く帰る部下を評価します。
- ②業務改善（仕事の見直しや改善を目指す）
 - ・仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
- ③自分の取組（まずは自分が実践することを示す）
 - ・休日、定時以降には、仕事の依頼をしません。



基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進 > 重点目標4 男性の子育て・家事・介護等への参画促進

現状と課題

- ① 男性の子育て、家事、介護等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の子育てをはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による社会構造の変化が、人々の意識や行動にも変容を与えています。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・働く場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。
- ② 固定的な性別役割分担意識を背景に、子育てや家事等の家庭責任の多くを女性が担っており、その結果、女性が働く場において活躍することが困難となる場合があります。一方、介護を例にとると、男性は家事に不慣れ等の状況や地域とのつながりが乏しい中で孤立した介護生活となっている場合があります。このため、男性が子育て、家事、介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境整備の推進が必要です。
- ③ 働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、男性の子育て参画に対する企業や社会の理解を深め、家庭だけでなく、地域全体を巻き込んだ子育てを応援する環境づくりが求められています。

主な取組

(1) 男性の子育て等への参画に向けた意識啓発

- ① 男性が子育てや家事を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の子育てや家事のスキルアップを図る取組を推進します。

<こども未来課>

- ② これから結婚するカップルが家族で家事分担を考えるきっかけづくりとなるよう、広報・啓発等を進め、男性の家事参画を促進します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ③ 男性の子育て・家事参画についての理解や関心が深まり、取組が促進されるよう、啓発冊子やインターネット等様々な媒体を活用した広報・啓発等を行います。

<こども未来課、県民生活・男女共同参画課>

- ④ 地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。

<こども未来課>

- ⑤ 父親の家庭教育への主体的な参加を促すため、父親対象の研修会を支援し、父親のP.T.A活動や学校行事等への参加の重要性を啓発します。

<社会教育課>

- ⑥ 家庭や地域において、いきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。

<県民生活・男女共同参画課> [再掲]

(2) 男性の子育て等への参画を可能とする環境づくり

- ① 男性の子育て・介護・地域への参画を促進するため、労働局、使用者団体等と連携して、事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進するため「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図り、働きやすい職場環境の整備を支援します。

<雇用労働政策課>

- ② 企業において男性の育児休業・介護休業の取得を促進するため、小学校就学前の子を養育する労働者の所定外労働の免除、短時間勤務制度、子の看護休暇制度、家族の介護休暇制度及び両立支援助成金等について、県HPへの掲載や「労働おおいた」の広報誌を活用しながら普及・啓発に努めます。

<雇用労働政策課>

- ③ 企業における男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた機運の醸成を図るため、企業経営者、人事労務担当者に対しセミナー等を開催するほか、先駆的な取組を行う中小企業を「おおいた働き方改革」推進優良企業として表彰します。

<雇用労働政策課>

- ④ 企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。

<こども未来課> [再掲]

指標 及び 目標値

指 標	計画策定期の数値		目標値 (R7年度)
	(年度)		
<u>おおいた子育て応援団</u> 「しごと子育てサポート企業」認証企業数	R1	287 社	707 社
6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位	H28	12 位	1 位
男性の育児休業取得率	R1	4.8%	国の目標以上 (現状 13%(R2))

トピックス

おおいた子育て応援団 (しごと子育てサポート企業)



県では、子どもと子育て家庭を社会全体で応援する取組を進めるため、仕事と育児が両立できる職場環境づくりや男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を、「おおいた子育て応援団」「しごと子育てサポート企業」として認証しています。次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出た企業が対象となります。

なお、大分県内に事業所があれば、本社が東京など大分県外であっても県内の事業所単位で認証可能です。商工観光労働部内の補助金の採択での加点、高校生・大学生向けの合同企業説明会（雇用労働政策課実施）参加企業の審査においての加点、中小企業向け制度資金「働き方改革等推進特別融資」の対象となるメリットがあります。

トピックス

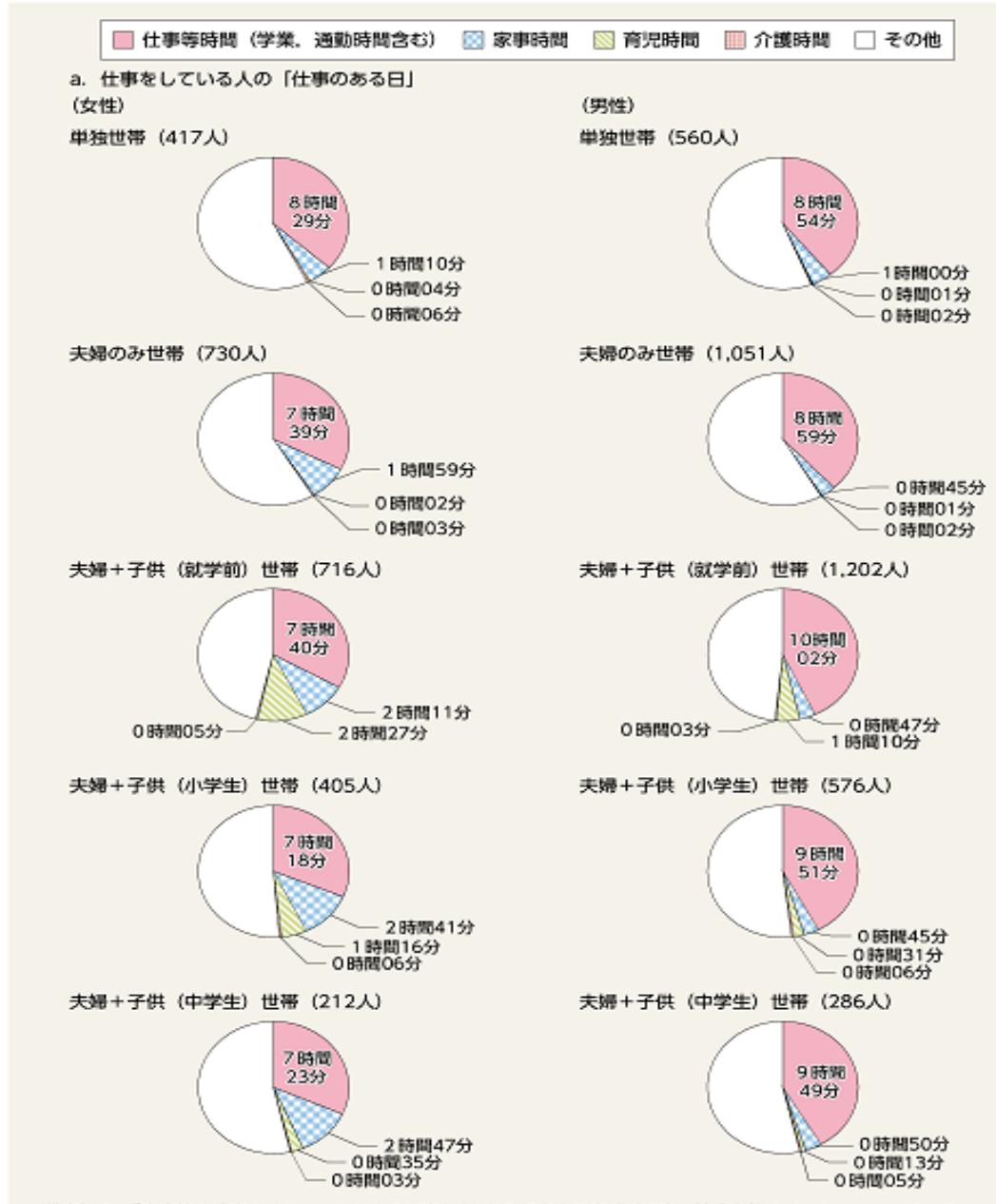
家族類型（男女別）ごとの1日当たりの家事・育児・介護時間と仕事等時間



仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、女性の「家事時間」は家族類型により大きく異なるが、男性の場合は家族類型により異ならないという傾向がある。この結果「家事時間」は、単独世帯では男女差がほぼないが、夫婦になると女性は男性の2倍以上になる。最も男女差が大きい家族類型は「夫婦+子ども（末子が小学生）世帯」であり、女性の家事時間は男性の3.58倍である。

「夫婦+子供世帯」で仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、「育児時間」は、女性が男性の2.1倍～2.7倍程度になっている。

I-特-16図 家族類型（男女別）ごとの1日当たりの家事・育児・介護時間と仕事等時間



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

2. それぞれの用語の定義は以下のとおり。

「家事時間」：食事の準備・後片付け、掃除、洗濯、衣類・日用品の整理片付けなどの家事に使う時間

「育児時間」：乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びの相手、乳幼児の送迎、保護者会活動に参加などの育児に使う時間

「介護時間」：家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事の手助けなどの介護に使う時間

3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

※「男女共同参画白書 令和2年版」より

基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進

重点目標5 農林水産業における男女共同参画の推進

現状と課題

- ① 農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林水産業の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。
- ② 「6次産業化」などの多様なビジネスモデルの進展に伴い、女性の能力の発揮による活躍がますます期待されています。
- ③ 経営発展のためには経営者としての自覚や意識の向上、さらには生産技術、販売、労務及び財務などのマネジメント能力を高めていくことが重要です。
- ④ 女性の経営参画を促進するためには、女性の主体性と併せて、家族の理解、役割の明確化、ワーク・ライフ・バランスの浸透など女性が働きやすい環境づくりが必要です。
- ⑤ 女性を雇用する経営体においても、柔軟な勤務体制や快適な職場環境の整備などの働きやすい就労環境づくりが求められています。
- ⑥ 生産だけでなく、直売や加工、ツーリズム、地産地消、食育など農山漁村の魅力を伝える活動は、女性の活躍の場となっていますが、高齢化によるリタイアが危惧され、次世代への継承が求められています。
- ⑦ 女性の就業を後押しするためには、農林水産業で活躍する女性の情報発信、農林水産業に触れる機会の提供などにより、農山漁村の魅力をアピールすることが必要です。
- ⑧ 男女共同参画を担う人材を育成するため、農林水産業の関係団体が開催する研修会等への女性の参加を促進する必要があります。

主な取組

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 農林水産業で活躍する女性をロールモデルとして、各種表彰制度やセミナー等の多様な機会を捉えて、周知することにより、女性の経営参画を拡大します。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ② 農業委員及び農業協同組合の役員への登用など女性が一層活躍できる環境整備を関係団体と進めます。

＜農地活用・集落営農課、団体指導・金融課＞

- ③ 関係団体が開催する研修会や女性同士のネットワークの強化等の取組を通じて男女共同参画を担う人材の育成を図ります。

＜地域農業振興課、団体指導・金融課、林務管理課、水産振興課＞

(2) 女性の経営参画の促進と就業条件・環境の整備

- ① 経営方針や女性の経営上の位置づけ、就業条件・環境を明記した家族経営協定の締結や、夫婦による認定農業者共同申請の普及・啓発を図ります。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ② 農山漁村女性を対象とした経営講座や販売、労務、財務管理に関するセミナー等の実施により、女性農業経営士など経営感覚に優れた女性の育成に努めます。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ③ 農林水産物の直売や加工、農漁家レストランなどの起業活動を行う女性に対して、多様な地域資源を使用した商品開発や加工技術、経営管理、マーケティングなどに関する研修や専門家派遣を行い、経営の高度化・安定化を図ります。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ④ 経営や起業活動の発展、食と農・林・水産を結ぶ活動、消費者との交流活動など地域で活躍してきた女性の活動を次世代に繋ぐ支援をします。

＜新規就業・経営体支援課、水産振興課＞

- ⑤ 漁村の活性化、加工・販売などテーマを設けた研修会を実施することで、地域課題の解決に向けて活躍できる人材を育成します。

＜水産振興課＞

- ⑥ 地域資源等を活用した起業化に向けた調査研究への取組を促し、各種団体(女性グループ)等の産業振興につながる持続可能な起業活動を、各振興局において迅速かつ柔軟にワンストップで支援します。

＜おおいた創生推進課＞

- ⑦ 女性の就業を促進するため、農業の魅力をSNSにより情報発信するとともに、経営体における女性用トイレ等の就労環境の整備を支援します。

＜新規就業・経営体支援課＞

(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ① 子育て世代の女性のスキルアップを支援するため、研修交流等により経験豊富な女性からの知識や技術の継承を促進するとともに、ネットワーク化を図ります。あわせて託児支援をするなど研修会に参加しやすい環境づくりを進めます。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ② 家族経営協定の普及・啓発や農家の働き方をテーマにした研修等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方を推進します。また、ライフプラン等の研修や夫婦参加型セミナーの実施により、男女ともに経営参画する意識を高めます。

＜新規就業・経営体支援課＞

- ③ 漁業協同組合女性部への若い世代の加入を促進し女性部活動の活性化を支援します。

＜水産振興課＞

- ④ NPO法人や各地域のグリーンツーリズム関係団体との協働により、農作業体験・農泊等のレベルアップに努めるとともに、観光・地域事業者と連携してツーリズムを一体的に推進します。

＜観光誘致促進室＞

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7 年度)
	(年度)		
新たに認定する女性農業経営士数	R1	52 人	131 人

トピックス

女性農業経営士



女性が経営に参画することは力強い農業経営体の育成に重要であるため、県では夫婦で農業経営に取り組む女性や女性農業経営者を対象に「大分県女性農業経営士養成講座」を開催しています。

この講座では、経営マインドや財務等のマネジメント能力を習得する講座を実施するとともに、活躍する女性農業者の事例紹介や自らのビジョンの作成・発表を通じて、経営者としての資質向上を目的としています。

講座を修了した受講生は、大分県女性農業経営士として認定され、その後、フォローアップセミナーなど県のサポートを受けながら自らの経営ビジョンを実践しており、県内各地で活躍しています。



▶ 基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進 ▶

重点目標6 男女が共に支える地域づくりの推進

■ 現状と課題 ■

- ① 地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な問題が生じています。魅力ある地域づくりを進めていくためには、自治会や町内会等の地域活動や地域づくりの過程に、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成が重要です。
- ② 自治会活動においては、これまででも女性が様々な役割を担ってきましたが、方針決定の場への女性の参画は進んでいません。また、自治会は役員・運営の担い手不足や役員の高齢化等の課題を抱えています。持続可能な自治会活動の推進のため、性別にとらわれず、多様な担い手を確保しやすい環境づくりが必要です。
- ③ 観光・地域づくり分野においては、県内各地で地域リーダーとして活躍している女性が増えています。今後も、地域の中での様々な取組に男女が共に参加していくよう女性リーダーの育成や情報発信を行うことが大切です。
- ④ 近年、都市部に住む人が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、地方へ移住したりするなど地方と関わる都市部の女性は増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方移住への関心がさらに高まっており、地方への関わりを希望する女性を積極的に受け入れる環境の整備が必要となります。
- ⑤ 防災分野については、地域防災計画等で男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施することが必要です。特に、過去の被災時の教訓から、男女のニーズの違いを反映させるため避難所運営等の災害対応分野における女性の参画を推進する必要があります。
- ⑥ 高齢者宅への防火訪問、災害時の避難所運営、防災意識の啓発活動等について、女性目線に立ったきめ細かな配慮が求められています。
- ⑦ 環境分野では、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めます。
- ⑧ 喫緊の課題である地球温暖化対策として、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するためには、県民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動することが求められています。
- ⑨ 男女が共に参加する環境保全活動を一層推進し、実施にあたっては学校や地域、NPOなどあらゆる主体と連携しながら、環境分野における男女共同参画を推進する必要があります。

■ 主な取組 ■

(1) 地域における男女共同参画の推進

- ① NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより、県民の理解を深め、ボランティア・NPO活動への参加を促す中で、地域課題の解決に向けて男女が共に活動していくように働きかけます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 地域活動、NPO活動等で輝いている女性個人、女性団体を顕彰し、女性活躍の身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会実現のための機運を高めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ③ PTA、自治会など地域における多様な政策・方針決定過程への担い手確保のため、研修等を通じて、女性の参画拡大を図ります。

<県民生活・男女共同参画課、社会教育課、市町村振興課>

- ④ 女性の参画や多様な年齢層の参加を推進するため、地域住民による自主防犯ボランティア活動に対する支援を充実するとともに、連携強化に努めます。

<生活安全企画課>

(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進

- ① 観光地域づくりの取組に男女が共に参画できるよう、研修会等を通じて人材育成やネットワークの充実を図るとともに、取組における参画事例を広く情報発信することにより、他の地域での女性の参画を促進します。

<観光政策課>

- ② 地域における活動の促進に資するため、女性の人材・団体情報の収集・整備を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

(3) 女性や若者等の移住・定着の促進

- ① 都市圏での移住コンシェルジュ等の配置や東京・大阪・福岡で定期的に開催する相談会など相談体制を充実させるとともに、移住・交流ポータルサイトやSNSなどで先輩移住者の大分暮らしの様子や子育て環境の良さ、生活のしやすさなどの情報発信に取り組みます。

<おおいた創生推進課>

- ② 大分県拠点施設「dot.」において、大分の暮らしや県内企業を発信するイベントを実施することにより、女性や若者のUIJターンを推進します。

<おおいた創生推進課、雇用労働政策課>

- ③ 子育てや介護など、個人のライフスタイルに応じて柔軟な働き方ができる勤務制度の普及・啓発や、ICTを活用したテレワークの推進に努めます。

<雇用労働政策課>

(4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ① 防災アドバイザー派遣制度等を活用して、女性が地域の防災活動に参画しやすい環境を整えながら、女性消防団と連携して地域の防災体制づくりを推進します。

<防災対策企画課>

- ② 避難所の運営や備蓄品の準備には女性特有の視点が必要です。引き続き市町村と連携して、女性防災士の積極的な育成とスキルアップに取り組みます。

<防災対策企画課>

- ③ 高齢者宅への防火訪問、災害時の避難所運営、防災意識の啓発活動等について、女性目線に立ったきめ細かな配慮ができる女性消防団員を確保するための取組を推進します。

<消防保安室>

- ④ 「女性の視点からの防災パンフレット」の活用や、女性の防災活動参画に努めます。

<防災対策企画課、県民生活・男女共同参画課>

- ⑤ 避難所における女性被災者に対する支援について、女性警察官の能力や特性を活用します。

<警備運用課>

(5) 環境分野における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に参加して地域活性化につながる環境保全活動を推進し、県民の環境保全意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組みます。

<うつくし作戦推進課>

指標 及び 目標値

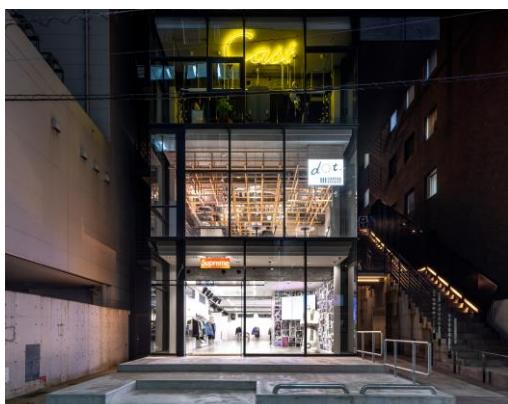
指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7 年度)
	(年度)		
NPO 法人設立時の役員数の全体に占める女性の割合	R1	24.2%	30.0%
自治会長に占める女性の割合	R1	3.2%	5.9%
消防団員に占める女性の割合	R1	2.0%	3.2%

トピックス

大分県拠点施設「dot.」



「dot.」（ドット）は、多くの若者が集う福岡市大名に位置するカフェ&コミュニティスペースのことです。名称には、『ここでの一つ一つの出会いや経験が、その時は小さな点(dot.)かもしれないが、それらがやがてつながり、将来の大きな転機になるように』という思いが込められています。コンセプトは、”ラフなコミュニティ形成の場”。キャリアや将来のヒントをつけ、仲間や企業、様々な人とつながる、そんな人たちが集まる場を目指しています。自由に使える交流スペースやゆったりくつろげるカフェスペースを用意し、大分県への就職・移住相談のほか、企業と求職者が気軽に出会える Meet Up イベントを開催しています。学生の方はもちろん、作業をしたい方、くつろぎたい方など誰でも気軽に越しいただけるスペースです。



外観



内観

(撮影：YASHIRO PHOTO OFFICE)

▶ 基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保 ▶

重点目標1 生涯を通じた健康支援

■ 現状と課題 ■

- ① 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは男女共同参画社会の実現のための前提といえます。心身及びその健康について主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要です。
- ② 本県の平均寿命は全国トップクラスとなっていますが、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されない期間）は、最新値（平成28年）で男性が36位、女性が12位です。この健康寿命を延伸させるには、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、誰もが健康に暮らせる環境づくりが必要です。
- ③ ライフスタイルの変化により孤食や個食が増え、基本的な食事マナーの低下や、食に関する感謝の気持ち、食を大切にする心の希薄化など、食を取り巻く多くの課題が発生しています。食育に関する知識を深め、健全な食生活を実践することができるよう支援することが必要です。
- ④ 妊娠・出産期は女性のライフサイクルにとって大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実することが重要です。
- ⑤ 晩産化など様々な要因により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する支援施策の充実と妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。
- ⑥ 人工妊娠中絶の割合が全国でも高いことから、望まない妊娠を防ぐとともに、学校、家庭、地域の関係機関等との連携を取りながら、性に関する指導への取組を行っていくなど、性に関する健康を自ら確保する重要性について啓発を進める必要があります。
- ⑦ 性に関する商業的・不正確な情報が氾濫する中にあって、若い世代を中心に性的接觸によるHIV感染者が増えており、早期発見のための検査や正しい予防知識の普及・啓発を継続して行っていく必要があります。
- ⑧ 子宮頸がんは、多くの場合、性交渉によって感染し、性行動のあるすべての女性が子宮頸がんになる可能性を持っています。また、乳がんの年齢調整死亡率が増加傾向にあり、がん検診の受診勧奨を継続して実施していく必要があります。
- ⑨ 薬物の乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。そのため、薬物乱用の恐ろしさを県民に広く啓発し、県民一人ひとりの認識を高める必要があります。
- ⑩ 女性の生涯を通じた健康ニーズに応えるためには、医療提供体制の充実とともに、医療分野における女性の参画拡大が重要です。
- ⑪ 全国的な医師不足の中、女性医師は増加しており、地域における医師を確保するためには、女性医師の仕事と家庭生活との両立を図ることが重要であり、そのための環境づくりが大切です。
- ⑫ 保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、県民が安心して安全な医療サービスを受けられるよう、高度な技能と高い専門性を持つ質の高い看護職（保健師・助産師・特定行為に係る看護師等）の確保・定着が重要です。
- ⑬ 特に、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場環境の整備等により、看護職の就業継続・再就業支援等を進めていく必要があります。

主な取組

(1) 生涯を通じた男女の健康の増進

- ① 心身の健康について正確な知識・情報を入手し、自らの意思で適切な行動を選択し、健康を享受できるよう学習機会を提供します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 子宮頸がん、乳がん検診の一層の推進を図ります。

<健康づくり支援課>

- ③ 女性が乳がん、子宮頸がん検診を受けやすい環境づくりとして、女性の医師や放射線技師が担当できるよう人材確保のための啓発を行います。

<健康づくり支援課>

- ④ 健康アプリ「おおいた歩得」などのＩＣＴを活用した、健康的な食環境の普及や適切な運動習慣の定着等を推進します。

<健康づくり支援課>

- ⑤ カロリー（エネルギー）や塩分、野菜摂取に配慮したヘルシーメニューや健康づくり情報の提供を行う「食の健康応援団」登録店舗の拡大・充実を図ります。

<健康づくり支援課>

- ⑥ 家庭・学校・地域で連携し、自分で作る「おおいた食（ごはん）の日」を県民運動として推進します。

<食品・生活衛生課>

- ⑦ 食に関するさまざまな体験活動を推進することで、生涯にわたって健全な食生活を実践できる児童生徒を育成し、心身の健康増進をめざします。

<体育保健課>

- ⑧ 生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するよう、学校関係者等に対し周知徹底を図るとともに、学校、家庭や医療機関を始めとする地域の関係機関等との連携に取り組みます。

<体育保健課>

- ⑨ 男女がともに生涯にわたって健康を保持・増進することができるよう、広く県民を対象とした「県民総スポーツ」を推進します。

<体育保健課>

- ⑩ 精神科救急医療・災害精神科医療体制の一層の強化・充実に努めます。

<障害福祉課>

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- ① 総合周産期母子医療センター（県立病院）を核とした地域周産期母子医療センターなど県内産科医療機関と連携した総合的な周産期医療体制を充実します。

<健康づくり支援課>

- ② ペリネイタル・ビジット、産後うつ対策等の母親へのメンタルケア、乳幼児健康診査など妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健活動を推進します。

<健康づくり支援課>

- ③ 不妊治療費助成制度や不妊専門相談センターによる相談体制を充実します。また、妊娠・不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともにおおいた妊娠ヘルプセンターの活用を促進します。

<健康づくり支援課、こども未来課>

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ① エイズの原因となるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）への感染や子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を実施します。

<健康づくり支援課>

- ② 性感染症に対する医療体制、検査体制、相談体制を充実します。

<健康づくり支援課>

- ③ 「大分県エイズ対策専門家会議」を開催し、医療や行政に携わる専門家によるエイズ対策の検討を行います。

<健康づくり支援課>

- ④ 専門家の派遣による講義や研修会を実施するなど、学校におけるエイズ教育や性感染症の予防に対する教育を推進します。

<体育保健課>

- ⑤ 「受動喫煙対策アクションプラン」に基づき、飲食店や事業所等における受動喫煙防止対策を促進するとともに、禁煙支援を利用しやすい環境づくりを推進します。

<健康づくり支援課>

- ⑥ 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、大分県薬物乱用対策推進地方本部を中心に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。

<薬務室>

- ⑦ 中学生・高校生を中心に「薬物乱用防止教室」を実施するとともに、県内の大学生等を対象に「薬物乱用防止講座」を開催し、薬物乱用防止について啓発を行います。

<薬務室、体育保健課>

(4) 医療分野における女性の参画の拡大

- ① 医療分野への女性の参画を拡大し、女性医師が仕事と家庭生活を両立することができる環境を整備するため、女性医師短時間正規雇用制度など女性医師の勤務と出産・育児等との両立を応援する医療機関を支援します。

<医療政策課>

② 多くの女性医師が出産・育児等で離職する状況を踏まえ、女性医師の割合が高い小児科医、産婦人科医などの特定診療科における医師確保に努めます。

<医療政策課>

③ 看護師の勤務環境改善のための施設整備等、看護職が働き続けることのできる魅力ある職場づくりを推進します。

<医療政策課>

④ 看護力再開発講習会の開催や就業相談機能の強化等を通じて、潜在看護職の復帰支援の充実に努めます。

<医療政策課>

⑤ 医療従事者の離職防止・定着促進を図るため設置した医療勤務環境改善支援センターにより、勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行います。

<医療政策課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目標値 (R7 年度)
	(年度)		
男性の健康寿命	H28	71.54 歳	73.75 歳 (R4)
女性の健康寿命	H28	75.38 歳	77.03 歳 (R4)
朝食を毎日食べるようにしている児童・生徒の割合（小・5）	R1	89.8%	95.5%
妊娠中の妊婦の喫煙率	H30	2.4%	0%

トピックス

健康アプリ「おおいた歩得」

おおいた歩得（あるとっく）とは、働く世代の健康無関心層に対して、無理せず楽しみながら生活習慣の改善を図るために、県が開発したスマートフォン用アプリです。

日常のウォーキングや健診などによってポイントが付与され、ポイントが貯まると県内の協力店舗にて特典が受けられます。



トピックス

ペリネイタル・ビジット

ペリネイタル・ビジットとは、市町村が大分県医師会に委託し実施しているものであり、出産後の育児不安を解消するため、産婦人科医の紹介で小児科医による保健指導を妊娠中から受けられる取組です。

出産前、出産後の早い時期からかかりつけの小児科医をもつことで、お産前にあるいはお産後の育児不安をすこしでも早く解決し、安心してお家の子育てをスタートできます。



基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

重点目標2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援

現状と課題

- ① 配偶者やパートナーからの暴力（DV）は、家庭内の問題、個人的問題とされ、潜在化しやすい傾向にあります。よって、相談・保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援が必要です。
- ② 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。被害者を被害直後から中長期的に支援するため、平成28年4月におおいた性暴力救援センター「すみれ」を設置しました。一人でも多くの被害者に寄り添い、支援する取組が重要です。
- ③ ストーカー行為は、被害者の平穏な生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高い行為です。被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、事案に応じて関係機関が連携して、被害者の立場に立った支援を行う必要があります。
- ④ 売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではありません。被害に遭う女性は、心身ともに大きな被害を受けることから、女性の性を商品化するシステム等を特定し、検挙措置を講じることが必要です。
- ⑤ 子ども・女性を性犯罪や性暴力等の被害から守るため、県下の声掛け・つきまとい事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行為者を特定して検挙措置等を講じる必要があります。
- ⑥ メディアによる性や暴力表現などの有害情報の氾濫や、インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、児童ポルノや児童買春などの事案が発生していることから、子ども自身の被害回避能力を養うための対策やフィルタリングの啓発などによる被害防止対策を講じる必要があります。
- ⑦ 子どもが被害者となる性的虐待や児童買春などの違法事案に対しては、厳正に対処すると共に、関係機関・団体との連携の強化により、被害児童に対する相談・支援体制の充実を図る必要があります。

主な取組

(1) 暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 医療関係者、民生委員・児童委員等からの通報体制の整備と配偶者暴力相談支援センター及び市町村、警察署、児童相談所等地域における相談体制の充実・関係機関相互の連携強化を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課、こども・家庭支援課、
人身安全・少年課、広報課＞

- ② 配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談員に対し、二次被害防止や資質向上のための継続的な研修や県内ブロック別相談会を開催し、相談体制の充実・強化に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 被害者が安全かつ安心して保護を受けられるよう、保護体制や被害者の子どもに対する支援の充実に努めます。

＜こども・家庭支援課、人身安全・少年課＞

- ④ 被害者のカウンセリング等心身のケアの充実、住宅確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等生活基盤確立のための支援及び地域でのフォローアップの充実を図り、被害者の自立を支援します。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑤ 被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに、民間団体との連携と協働を図り、被害者の多様な状況に応じた保護体制を整備します。

<県民生活・男女共同参画課、こども・家庭支援課、人身安全・少年課、広報課>

- ⑥ 男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、男性からの相談体制の充実に努めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑦ DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（県営住宅の目的外使用又は優先入居）を行います。

<公営住宅室>

（2）性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進

- ① 性犯罪・性暴力被害者が、安心して相談し、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けられるよう産婦人科医会や警察、教育委員会、弁護士会等の専門機関と連携して支援体制を構築するとともに、民間コールセンターを活用した相談対応の24時間365日化によるおおいた性暴力救援センター「すみれ」のワンストップ機能の強化など、相談体制の充実に努めます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 婦人相談所において、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の被害を受けた女性や、そのおそれのある女性の人権が適正に守られるよう、関係機関と連携しながら、相談、保護を行います。

<こども・家庭支援課>

- ③ ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に関係機関と連携した適切な保護対策対応を行うとともに、悪質な事案に対しては、積極的な事件化と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図ります。

<人身安全・少年課>

- ④ 性犯罪被害者の多様なニーズに即した支援を行うため、公益社団法人大分被害者支援センターを中心として関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するための支援を充実します。

<広報課>

- ⑤ 「青少年の健全な育成に関する条例」について、県ホームページやSNS等のインターネットや広報誌等を活用し、県民に対する積極的な広報・啓発を行い、青少年の権利保護に努めます。

<私学振興・青少年課>

- ⑥ 青少年の健全な育成を害するおそれがある有害図書等の現状や問題点について広報・啓発を図り、県下全書店等に対する指導を通して、有害図書区分陳列の徹底を図ります。

＜私学振興・青少年課＞

- ⑦ 青少年をインターネット上の有害情報や犯罪被害から守るため、P T A等の関係機関・団体と連携し、発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能を始めとしたフィルタリングサービスの必要性を広報・啓発し、普及を図ります。

＜私学振興・青少年課＞

(3) 売買春への対策の推進

- ① 売買春防止に関する相談支援、普及・啓発を継続し、被害女性の保護に努めます。

＜こども・家庭支援課＞

- ② 女性が売買春の被害者とならないよう、善良な風俗環境の保持と売買春の根絶に向け、関係法令に基づき、風俗犯罪の取締りを強化します。

＜保安課＞

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
	R1	29.4%	
D V 被害を一度でも受けた人のうち 相談した人の割合	R1	29.4%	70.0%
<u>おおいた性暴力救援センター「すみれ」</u> の 周知度	R1	15.5%	70.0%



トピックス

配偶者やパートナーからの暴力（DV）とは

DVは、家庭内という人目に触れることが少ない場所で、親密な関係の男女の間で起こることから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者は、度重なる暴力により「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖、「逃げても連れ戻される」「離れられない」などの無力感、自分が悪いから殴られるなどの自尊心の低下などにより、「逃げない」「逃げられない」状況に置かれていくという特性があります。

DV防止法では、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力も「暴力」にあたるとされています。このように暴力には様々な形態がありますが、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起きます。

- 身体的暴力（殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す等）
- 精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫（殺すぞ・死ね等）等）
- 性的暴力（避妊に協力しない、性行為の強要、ポルノ画像等を無理やり見せる等）
- 経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」などと見下して言う等）
- 社会的暴力（外出を制限する、交友関係や携帯電話の履歴・メール等を細かくチェックする等）

「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」を含みます。また、離婚後も引き続き暴力を受けている元配偶者も含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。また、男性・女性の別を問わず、外国人にも適用されます。



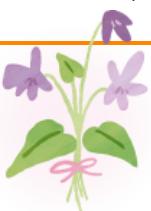
トピックス

おおいた性暴力救援センター「すみれ」

おおいた性暴力救援センター「すみれ」とは、大分県が設置する、協力医療機関や公認心理師協会、弁護士会等関係機関と連携して、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う機関です。

相手が誰でも、どんな状況でも、自分の意思に反して受ける性的行為は「性暴力」です。レイプ、性虐待、痴漢、のぞきなどの他、直接的な脅迫だけでなく立場を利用するなどして売春、援助交際をさせるなども性暴力にあたります。

「すみれ」では、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、電話相談、メール相談、面接相談を行っています。また、医療やカウンセリング、弁護士相談など必要な支援につなげながら、「これから」と一緒に考えていきます。



基本目標Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発

現状と課題

- ① 配偶者やパートナーからの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメントなど、特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっています。女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。
- ② インターネットの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっていることから、インターネット空間に氾濫する違法・有害な情報の削除及び掲載者の検挙対策を推進する必要があります。
- ③ 近年、撮影対象者の同意なく、性的画像をインターネット等で公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案が発生していることから有効な対策を講じる必要があります。

主な取組

（1）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）、人権週間等多様な機会を捉えて広報・啓発を行うとともに、女性に対する暴力についての学習機会を提供します。
＜県民生活・男女共同参画課、人権尊重・部落差別解消推進課＞

- ② 相談対応能力等の向上を図るため、警察安全相談員、交番相談員及び警察官に対し各種研修会を開催するなど相談体制の充実を図るとともに、被害者等の多様なニーズに即した支援を行うため、関係機関・団体との連携強化に努めます。
＜広報課、人身安全・少年課＞

- ③ 学校等関係機関と連携し、養護教諭や保健主任、生徒指導主任等を対象としたDV予防教育研修を実施することにより、学校現場で予防啓発を担う人材を養成します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ DV事案等の早期認知・把握に努め、被害者を保護するとともに、加害者の検挙や指導・警告等の措置を積極的に行うなど、被害の拡大及び再発防止対策を講じます。
＜人身安全・少年課＞

- ⑤ テレビ・ラジオ・新聞等のメディアや県や市町村の広報誌・ホームページ・SNSなど様々な媒体を通じて、県民に対して広くDVや性暴力に対する予防啓発や相談窓口周知のための広報を強化します。
＜県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課＞

- ⑥ 事業主や労働者に対し、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止について周知啓発を行い、男女がともに安心して働くことができる職場環境づくりを推進します。また、労働相談により、被害者の救済支援に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、人権尊重・部落差別解消推進課、雇用労働政策課＞ [再掲]

⑦ 市町村に対して職員のセクシュアルハラスメント防止対策の充実を図るよう要請します。
＜県民生活・男女共同参画課＞ [再掲]

(2) 子ども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

① 大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」等を活用し、声掛け・つきまとい事案等の発生に関する情報を学校や保護者、地域住民に迅速に情報提供するとともに、スクールソポーターや自主防犯パトロール隊と連携し、子どもと女性の犯罪被害の防止を図ります。

＜生活安全企画課、人身安全・少年課＞

② 子ども・女性を性犯罪等の被害から守るために、性犯罪等の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案の段階で行為者を特定し、検挙や指導・警告等の措置を積極的に行います。

＜人身安全・少年課＞

③ 子ども、若年層に対する性的な暴力の早期認知・把握に努め、被害者を保護するとともに、加害者に対しては、法に基づき厳正に対処します。

＜人身安全・少年課＞

④ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対処します。

＜人身安全・少年課＞

⑤ 地域で結成された防犯パトロール隊の子ども見守り活動等に対する支援を更に充実します。

＜生活安全企画課＞

⑥ 児童虐待を早期発見するために、関係機関・団体との連携強化に努め、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じます。

＜人身安全・少年課＞

⑦ 児童虐待の未然防止や早期発見ときめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、市町村職員や保健師、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。

＜こども・家庭支援課＞

⑧ 中央児童相談所について、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機関との連絡調整、市町村に対する支援等、企画調整機能の充実を図ります。

＜こども・家庭支援課＞

⑨ 子どもたちが健やかに成長できるよう、児童虐待の防止や暴力根絶に向けた教育・学習活動を行うなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

＜義務教育課、高校教育課、学校安全・安心支援課＞

⑩ 交際相手からのDV（[データDV](#)）に関する予防啓発など暴力の予防と根絶のための取組の充実・強化を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑪ 若い世代が女性に対する暴力の根絶について考えを深めるきっかけづくりとなるイベントの開催や、加害者、被害者、傍観者にならないための教育啓発に取り組みます。

<県民生活・男女共同参画課>

- ⑫ スクール・セクハラ防止を目的として相談窓口を設置し、児童生徒及び保護者への周知に努めます。また、資料の作成、研修実施により防止対策の充実を図ります。

<人権教育・部落差別解消推進課>

- ⑬ 「青少年の健全な育成に関する条例」に規定する、有害図書等の区分陳列や発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能を始めとしたフィルタリングサービスの普及などをとおして、青少年が被害に遭いにくい環境づくりに取り組みます。

<私学振興・青少年課>

- ⑭ 青少年が児童買春、児童ポルノに係る犯罪の被害者だけでなく、加害者になることを防ぐため広報・啓発を図り、関係機関、団体との連携を強化し、インターネット上の児童ポルノ画像等の削除等、被害の拡大防止に努めます。

<私学振興・青少年課、人身安全・少年課>

(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

- ① 女性を性的に商品化したり、暴力行為の対象として捉えたりするメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであるという観点から広報・啓発を行います。

<県民生活・男女共同参画課>

- ② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対処します。

<人身安全・少年課> [再掲]

- ③ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対処します。

<人身安全・少年課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
	R1	15.5%	
おおいた性暴力救援センター「すみれ」の周知度			70.0%

トピックス

女性に対する暴力をなくす運動



毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この運動期間には、全国で女性に対する暴力根絶のための啓発活動が行われます。

大分県では、女性に対する暴力根絶のシンボルパープルリボンにちなみ、「[アイネス](#) パープルリボンプロジェクト」と題して、暴力根絶を呼びかけ、被害者に対し「あなたは悪くない」「あなたはひとりじゃない」というメッセージを送る様々な取組を行っています。



パープルリボン
女性に対する暴力根絶
のシンボル

暴力防止啓発動画の放映や、運動に賛同くださる団体にもご協力いただき、

- ・相談窓口カード等広報物の配布
- ・紫色のパープルライトアップ
- ・パープルツリーの設置
- ・ホームページ等での情報発信

などにより、大分県全体に広く暴力根絶の意識が広がるよう、これからも発信していきます。



街頭啓発(大分駅北口)



暴力防止啓発動画



パープルライトアップ



パープルツリー

3 推進体制

この計画の取組は、さまざまな分野にまたがっており、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、県の推進体制の充実・強化及び男女共同参画の拠点施設としての消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化を図ります。

また、市町村との連携強化、企業、N P O、地域団体等との連携・協働を図り、全県的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けて社会のあらゆる分野における取組を進めていきます。

（1）県の推進体制

- ① 大分県男女共同参画推進本部の機能を十分に発揮し、大分県男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ② 大分県男女共同参画審議会において、この計画の策定・変更について調査審議し、県民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議します。
- ③ 大分県男女共同参画審議会に男女共同参画苦情処理委員を置き、県民及び事業者からの苦情等の申出に係る事項を専門的に調査し、又は処理します。
- ④ 職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行います。

（2）消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化

- ① 男女共同参画に関する講座や啓発事業を実施するとともに、市町村等が行う啓発のモデルとなるような事業づくりを進めます。
- ② 男女共同参画社会の実現に必要な情報を収集・整理し、活字や映像、インターネット等多様な媒体を活用して提供します。
- ③ 男女共同参画社会の実現に向け、個人や団体・グループ、企業等への交流の場の提供や自主的な活動の支援を行うとともに、県民参加型行事の充実を図ります。
- ④ 地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、各地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成などを行います。
- ⑤ 女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談にジェンダー（社会的性別）の存在に気づく視点を持って対応します。また、問題解決に向けて相談者のエンパワーメントを支援する講座を実施する等相談事業の充実を図ります。
- ⑥ 専門性を備えた職員を配置する等、男女共同参画の拠点施設として体制整備を図るとともに、関係機関との連携・協働による取組を行います。

(3) 市町村との連携強化

- ① 市町村に対し、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法に基づく計画の策定等、推進体制の充実整備を働きかけます。
- ② 市町村に対し、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発活動について連携強化を図ります。
- ③ 市町村長や管理職に対し、市長会や研修会等を通じて、男女共同参画社会実現への理解が深まるよう働きかけます。

(4) 国・関係機関・NPO・企業等との連携・協働

- ① 男女共同参画社会の実現に向け、国と一体となって連携・協働して取組を推進するとともに、地域の実情を適宜情報提供し、必要に応じて全国知事会等のあらゆる機会を通じて国に対して提言・要望等を行います。
- ② 女性が輝くおおいた推進会議、関係機関、NPO等の民間団体、企業等がそれぞれの立場で男女共同参画の推進に主体的に取り組むよう働きかけるとともに、地域における多様な主体との連携・協働を強化することを促進します。

(5) 計画の進行管理

- ① 計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行い、設定された指標及び目標値等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握します。
- ② 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表します。

指標 及び 目標値			
指 標	計画策定時の数値 (年度)		目標値 (R7 年度)
「 <u>大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）</u> 」の周知度	R1	48.2%	100%
女性活躍推進法の推進計画を策定している市町村の割合	R1	66.7%	100%

4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

(1) 女性活躍推進法の目的

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）はその目的を以下のように規定しています。

第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向等を示すため、女性活躍推進法第 5 条に基づく国的基本方針が、平成 27 年 9 月 25 日に閣議決定されました。これによると、女性活躍推進法の対象は「正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働くとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働くとする全ての女性」としています。また、「女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会」を以下のように表現しています。

- 就業希望など働く場面における女性の思いを実現する -

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約 240 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持つつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働くとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。（令和元年 12 月 20 日変更）

(3) 都道府県推進計画

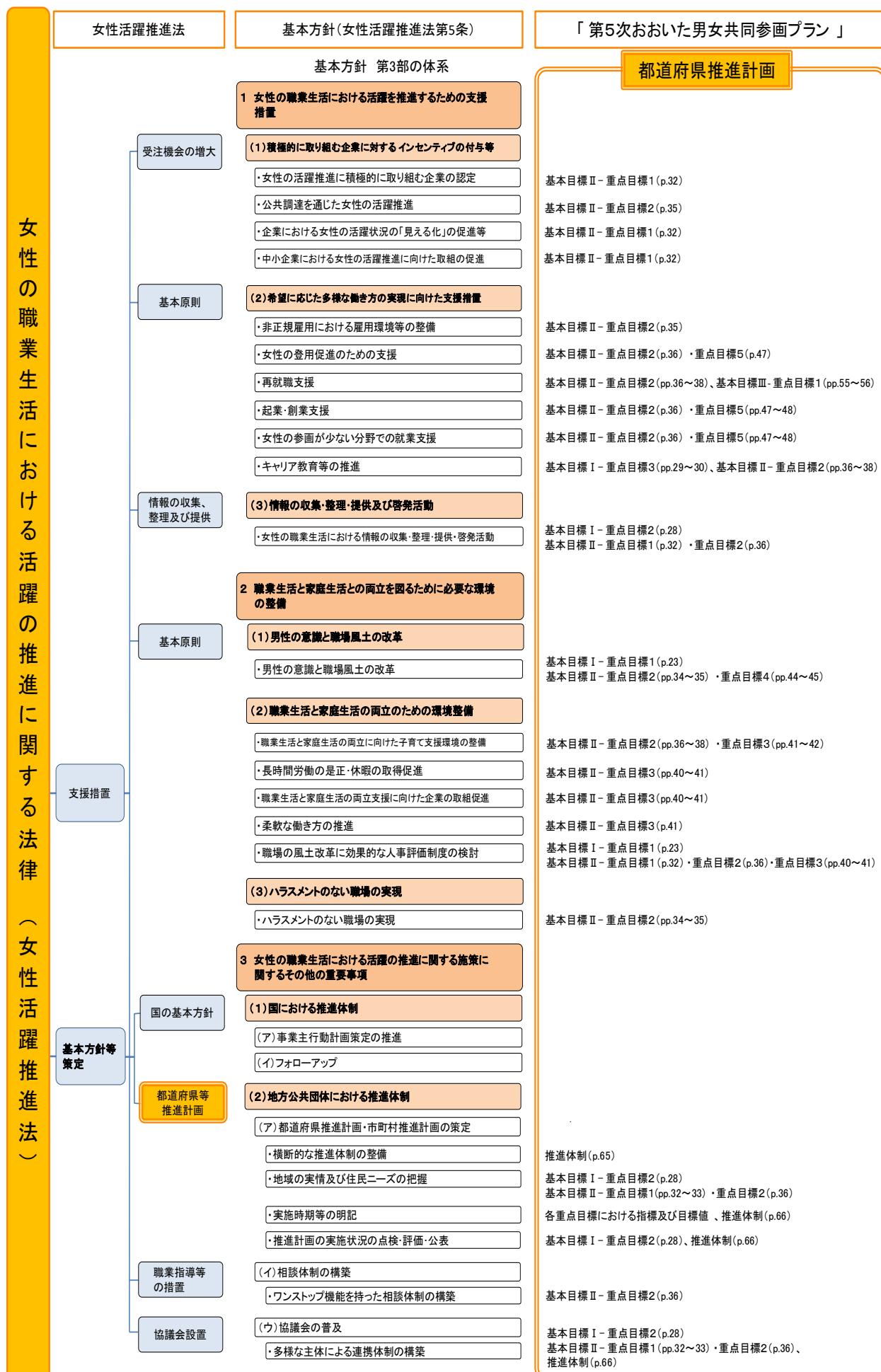
女性活躍推進法第 6 条第 1 項では「都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」としています。

本県ではこの「都道府県推進計画」の策定については、国の基本方針の考え方及び事業体系を勘案しながら、「第 5 次おおいた男女共同参画プラン」と一体のものとして策定します。

国の基本方針の事業体系と、「第 5 次おおいた男女共同参画プラン」での反映状況を表すと次ページのとおりとなります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

<参考> 都道府県推進計画として位置づける「第5次おおいた男女共同参画プラン」の該当部分参照表



5 資料編

< 資料編 目次 >

(1) 第5次おおいた男女共同参画プランとSDGsの関連表	70
(2) 男女共同参画に関するデータ	71
(3) 計画の策定経過	76
(4) 大分県男女共同参画審議会 委員名簿	77
(5) 大分県男女共同参画推進本部設置規程	78
(6) 第5次おおいた男女共同参画プラン 主な取組別担当課・室一覧	80
(7) 大分県男女共同参画推進条例	82
(8) 男女共同参画社会基本法	86
(9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	90

(1) 第5次おおいた男女共同参画プランとSDGsの関連表

第5次おおいた男女共同参画プランとSDGsの関連表

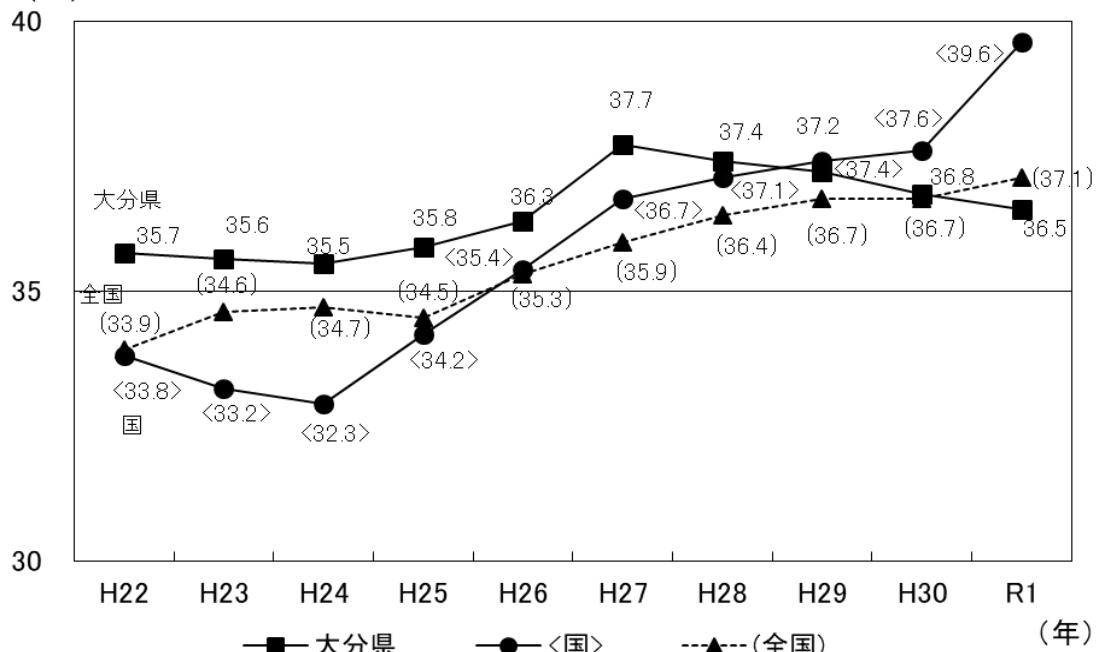
総合目標「男女共同参画社会の実現」		
基本目標	重点目標	関連するSDGs
I 男女共同参画に向けた意識改革	1 男女の平等と人権を守る環境づくり	  
	2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	
	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
II 女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	 
	2 雇用等の分野における男女共同参画の推進	
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
	4 男性の子育て・家事・介護等への参画促進	
	5 農林水産業における男女共同参画の推進	
	6 男女が共に支える地域づくりの推進	
III 男女が安心できる生活の確保	1 生涯を通じた健康支援	 
	2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援	
	3 女性に対する暴力の予防啓発	

(2) 男女共同参画に関するデータ

図1 国・大分県の審議会における女性委員の割合の推移

① 令和元年度の県の審議会等の委員総数 2,001 人のうち、女性委員は 731 人で、女性委員の占める割合は 36.5% となっている。

(%)



出典：国 内閣府調べ
全国 内閣府調べ
大分県 県調べ

② 令和元年度において、県の全審議会等 116 のうち、女性委員が 4 割以上の審議会等は 71 で、女性委員が 4 割以上の審議会等の全体に占める割合は 61.2% となっている。

女性委員の割合が 4 割以上の県の審議会等の全体に占める割合の推移

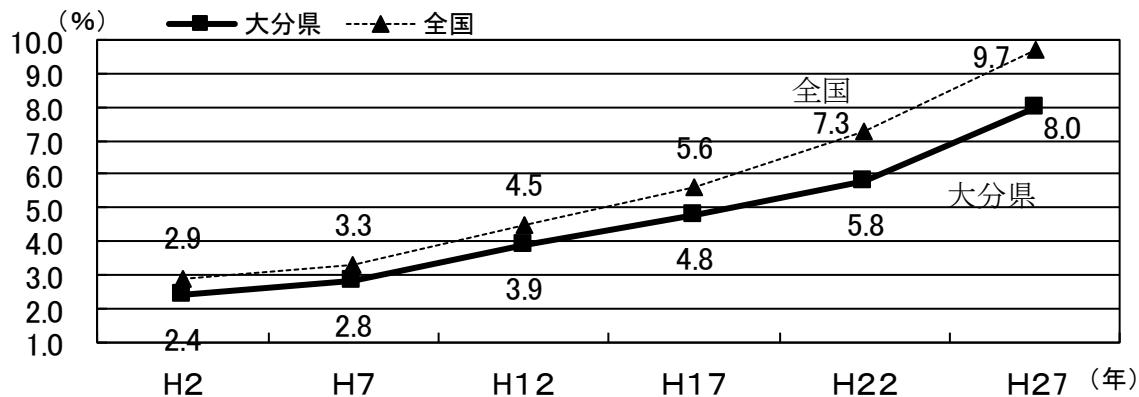
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
割合(%)	47.9	52.9	49.6	48.7	53.0	56.1	58.1	60.7	61.3	61.2

出典：県調べ

図2 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移

本県において昭和 60 年以降の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成 27 年には 8.0% となっている。

*管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行関係の樹立、作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

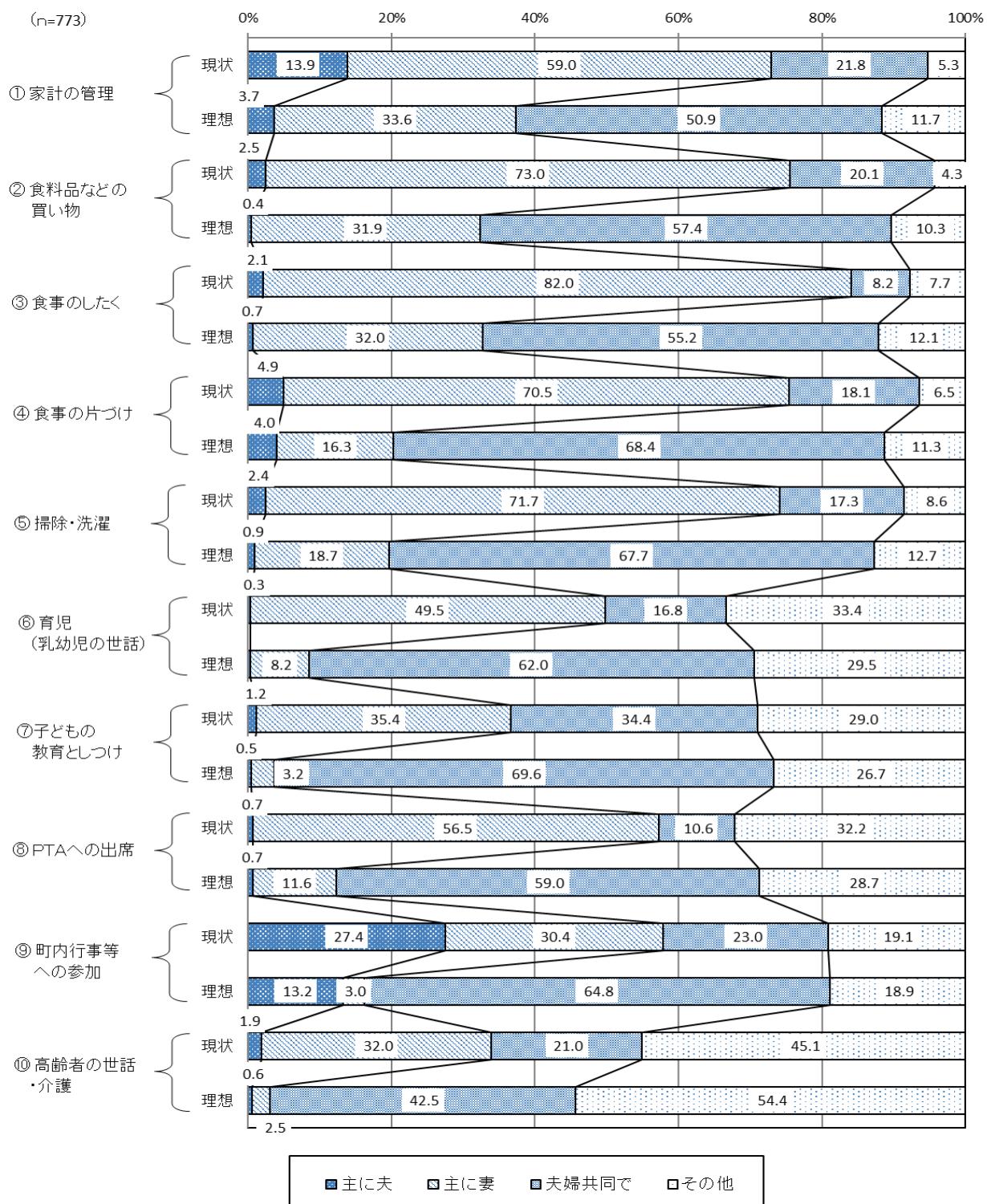


出典：総務省調べ

図3 家庭における夫婦の役割分担

現状をみると、いずれの項目でも「主に妻」の回答が最も多く、女性への負担が大きくなっている。

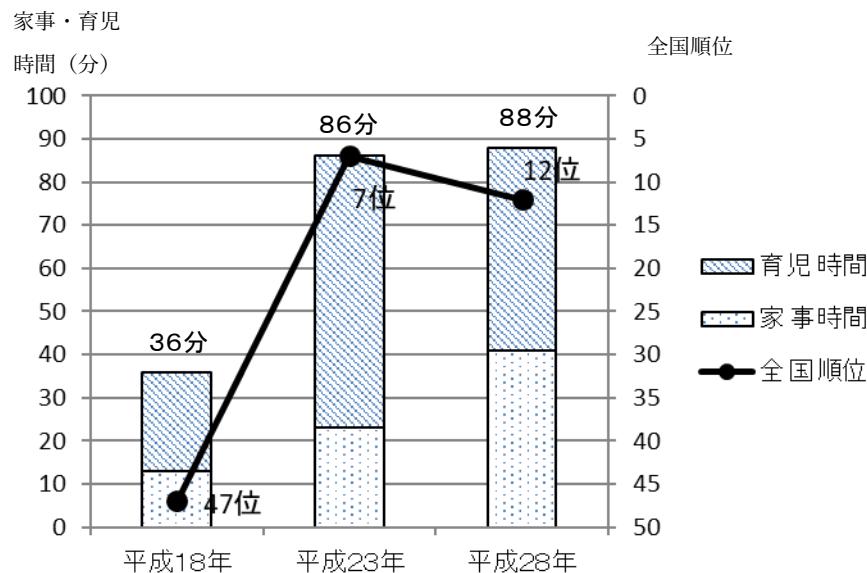
理想をみると、いずれの項目でも「夫婦共同で」の回答が最多く、現実と理想に大きな差がある。



出典：令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査（大分県）

図4 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間

平成28年度調査では育児時間と家事時間の合計が前回より2分増の88分となっているが、全国7位から12位に後退している。



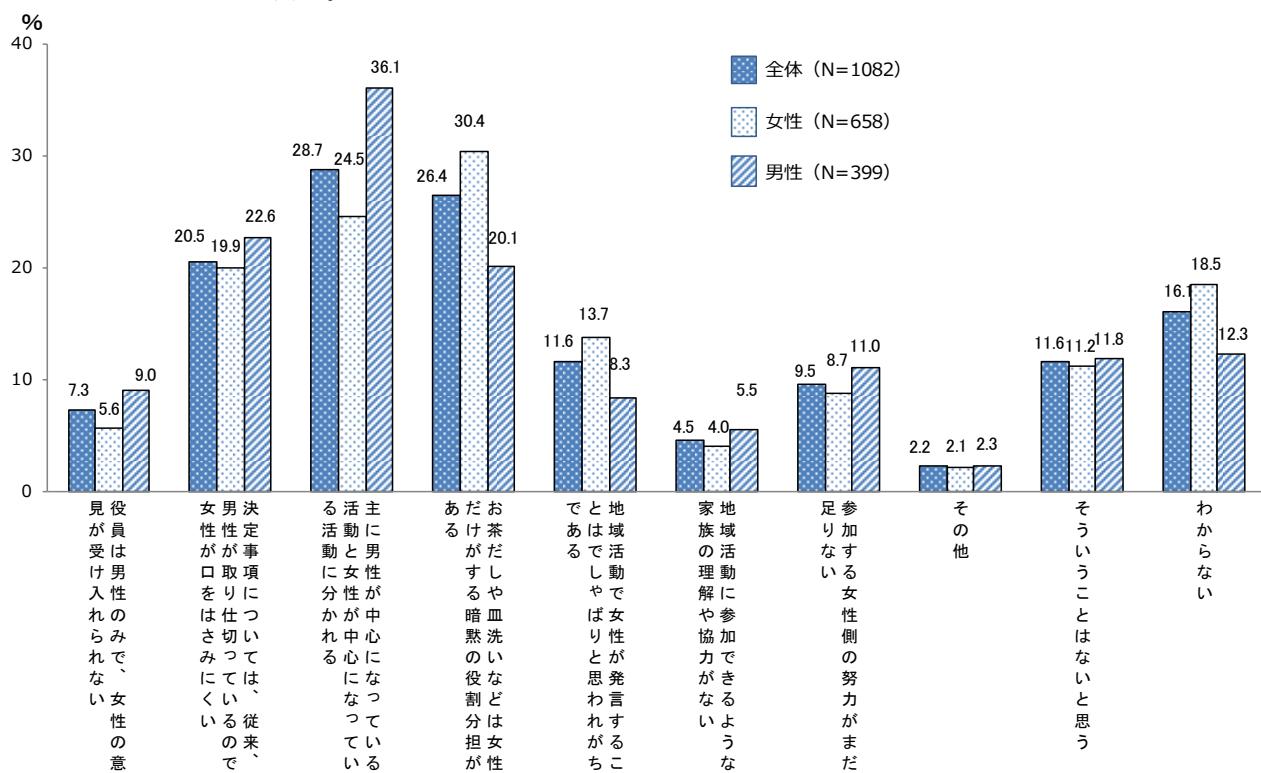
(分)	全国					大分県					全国順位
	家事	介護・看護	育児	買い物	合計	家事	介護・看護	育児	買い物	合計	
平成18年調査	9	1	31	15	56	6	0	23	7	36	47
平成23年調査	12	0	39	16	67	10	0	63	13	86	7
平成28年調査	17	1	49	16	83	25	1	46	16	88	12

出典：総務省調べ

図5 地域活動の中で女性が活動しにくい雰囲気や状況の理由

全体でみると、「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれると」が28.7%と最も高い。

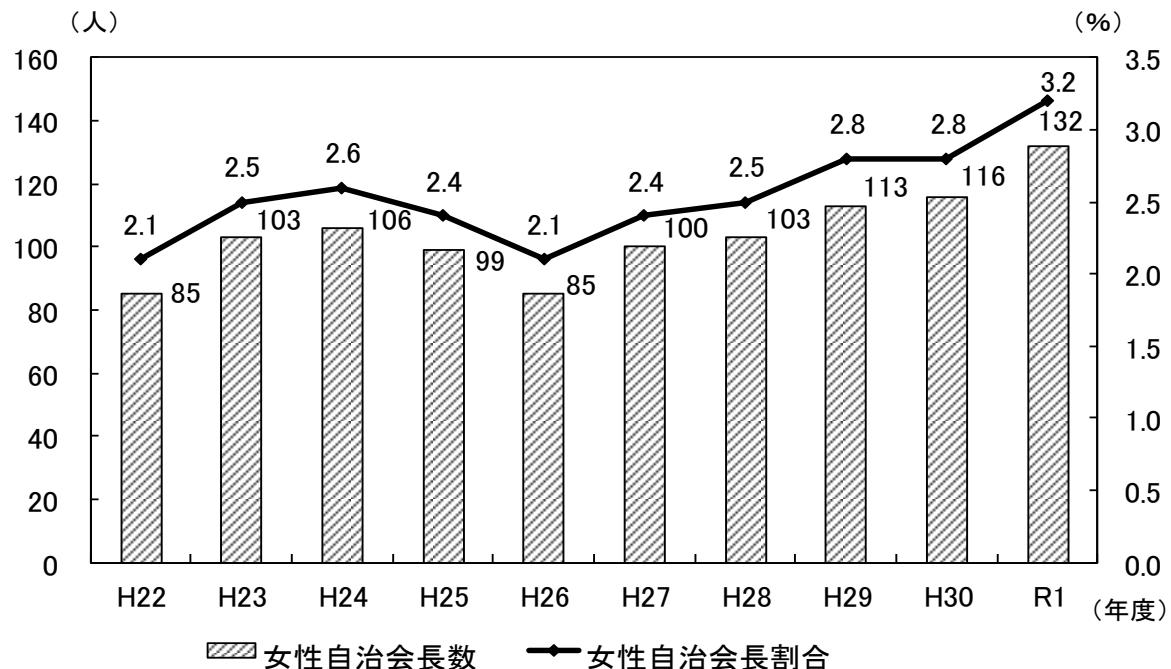
性別でみると、「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれると」では、男性(36.1%)が女性(24.5%)より11.6ポイント高い。また、「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」では、女性(30.4%)が男性(20.1%)より10.3ポイント高い。



出典：令和元年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査（大分県）

図6 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移

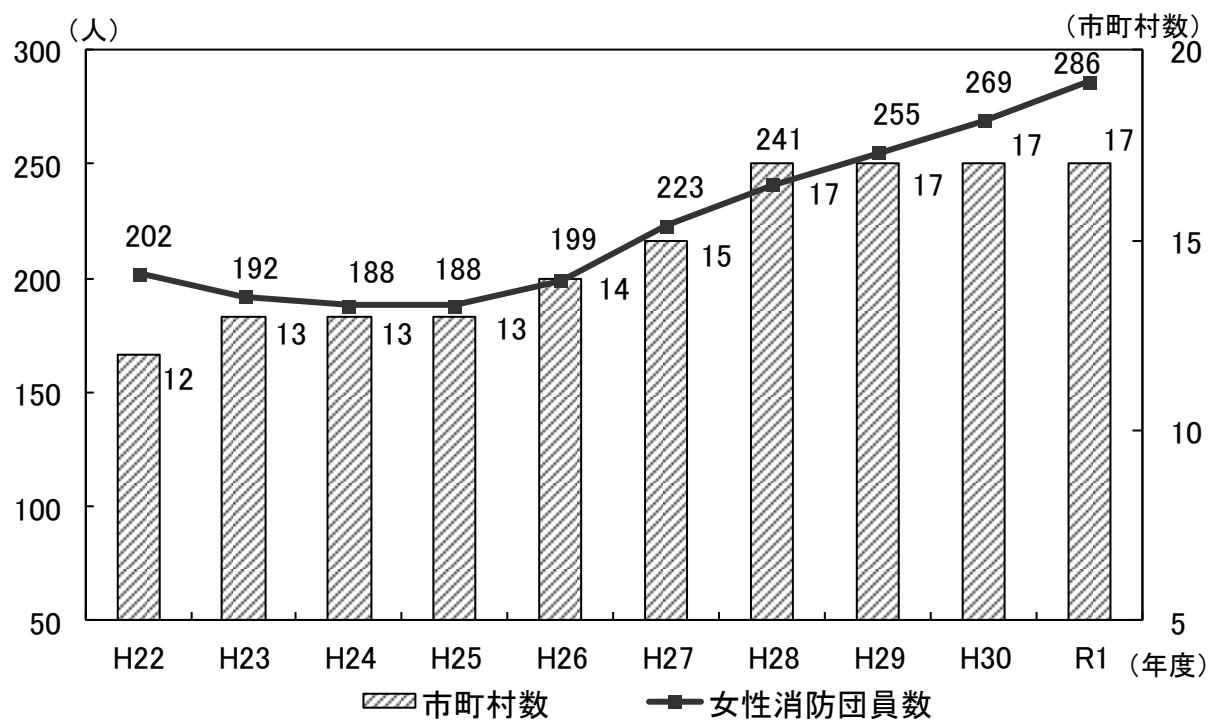
平成31年4月1日現在における女性自治会長の人数は132人で、女性比率は、3.2%となっている。



出典：内閣府調べ

図7 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移

平成31年4月1日現在における消防団員数14,633人のうち、女性消防団員数は286人で、女性比率は1.95%となっている。また、女性消防団員のいる市町村数は17市町である。



出典：県調べ

図8 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センターにおける令和元年度の相談件数は394件（女性390件、男性4件）と前年度より24件減少した。

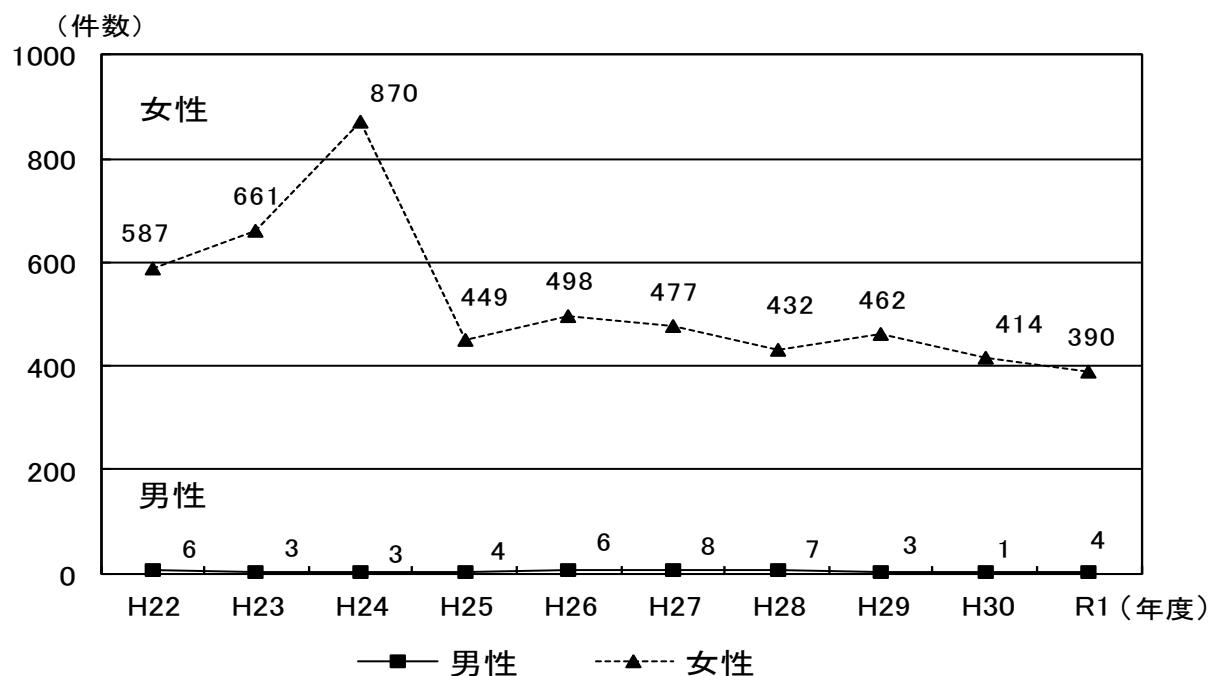
また、年齢構成別にみると、30歳代が29.7%、40歳代が26.9%、50歳代が17.8%となっている。

※ 配偶者暴力相談支援センター

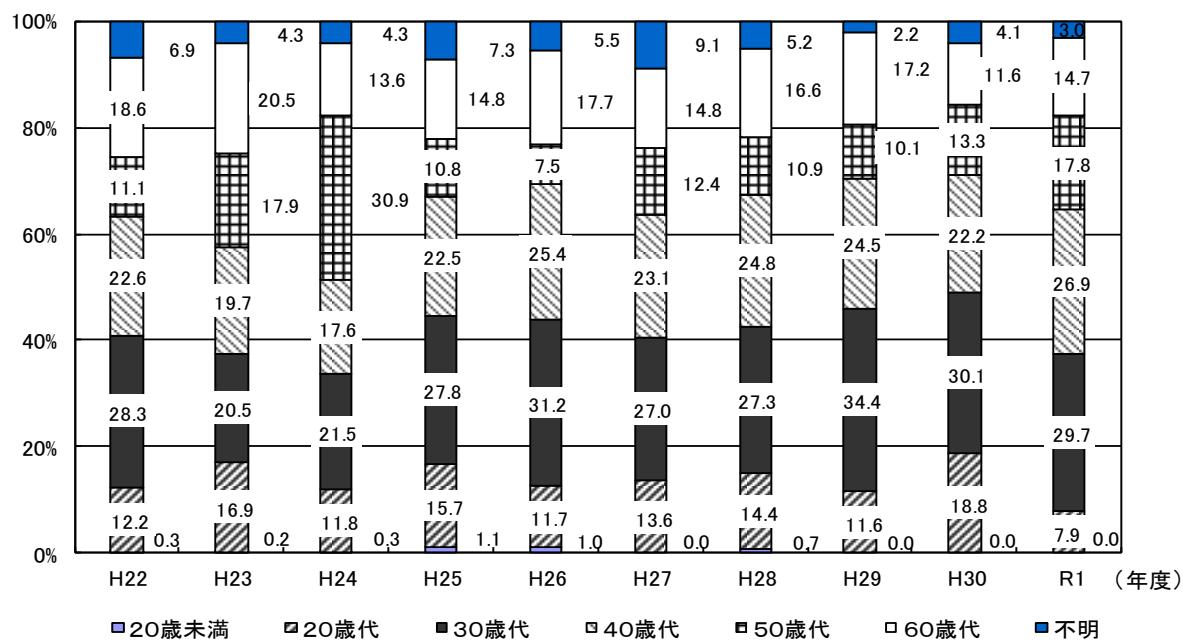
大分県婦人相談所：平成14年4月開設

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）：平成21年8月開設

① 相談件数の推移



② 相談者の年齢構成



出典：県調べ

(3) 計画の策定経過

時 期	会 議 等	内 容
令和 2 年 2 月 20 日	令和元年度 第 3 回 男女共同参画審議会	知事からの諮問
7 月 15 日	令和 2 年度 第 1 回 男女共同参画審議会	前計画の検証、骨子案の審議
8 月 4 日	男女共同参画推進本部会議	骨子案の検討
9 月 24 日	令和 2 年 第 3 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	報告
10 月 23 日	令和 2 年度 第 2 回 男女共同参画審議会	素案の審議
11 月 6 日 ↓ 12 月 5 日	県民意見募集（パブリックコメント）の実施	
12 月 7 日	令和 2 年 第 4 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	素案の報告
12 月 24 日	令和 2 年度 第 3 回 男女共同参画審議会	答申案の審議
令和 3 年 1 月 20 日	男女共同参画審議会から知事への答申	知事への答申
2 月 2 日	男女共同参画推進本部会議	案の検討
2 月 25 日	令和 3 年 第 1 回 定例県議会	議案提出
3 月 22 日	令和 3 年 第 1 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	議案審議
3 月 26 日	令和 3 年 第 1 回 定例県議会	議案可決

(4) 大分県男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	役職
青山 龍志 アオヤマ リュウジ	株式会社日豊ケアサービス 代表取締役
阿部 貴史 アベ タカシ	内田・阿部法律事務所
井上 明夫 イノウエ アキオ	県議会福祉保健生活環境委員会委員長
○ 岩崎 美紀 イワサキ ミキ	中小企業診断士
衛藤 賢美 エトウ カシミ	大分県生活学校運動推進協議会役員
小川 和男 オガワ カズオ	NHK大分放送局放送部長
坂本 章彦 サカモト アキヒコ	大分県立新生支援学校 就労支援アドバイザー 大分おやじネットワーク所属
貞永 明美 サグナガ アケミ	貞永産婦人科医院 院長 大分県医師会 常任理事
塩月 裕市 シオツキ ユウイチ	連合大分副事務局長
首藤 康 ショウブ	大分合同新聞社報道部長
詫摩 賢治 タクマ ケンジ	公募委員 一級建築士
外山 恵美子 トヤマ エミコ	大分県中小企業団体中央会組織支援部組織支援一課課長
西田 和子 ニシダ カズコ	公募委員 看護学校教員
松浦 恵子 マツウラ ケイコ	大分大学副学長 (ダイバーシティ担当) 大分大学男女共同参画推進室長 大分大学医学部 教授
松木 和美 マツキ カズミ	心理カウンセラー 人権啓発講座講師 男女共同参画啓発講座講師
松山 マツ子 マツヤマ マツコ	部落解放同盟大分県連合会 女性運動部長
宮脇 恵理 ミヤワキ エリ	ミヤシステム株式会社 常務取締役 合同会社アイ.ジー.シー 代表社員
○ 山崎 清男 ヤマザキ キヨオ	大分大学教育学研究科教職大学院特任教授
吉本 寛子 ヨシモト ヒロコ	NPOえばの会 会長
鶴頭 洋子 ワシヅ ヨウコ	株式会社鶴頭牧場 取締役 大分県指導農業士

○ 会長、○ 副会長

(五十音順、敬称略)

(5) 大分県男女共同参画推進本部設置規程

大分県男女共同参画推進本部設置規程

(平成 18 年 4 月 1 日大分県訓令甲第 18 号／大分県議会訓令第 2 号／大分県教育委員会訓令甲第 14 号／大分県人事委員会訓令第 3 号／大分県労働委員会訓令第 2 号／大分県監査委員訓令第 3 号／大分県警察本部訓令甲第 19 号／大分県企業局訓令第 5 号／大分県病院局訓令第 8 号)

(設置)

第一条 男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的な対策を推進するため、大分県男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 男女共同参画に関する施策の総合的企画に関すること。
- 二 男女共同参画に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- 四 その他男女共同参画に関する重要な事項

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第七条 本部の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
(大分県男女共同参画推進本部設置規程の廃止)
- 2 大分県男女共同参画推進本部設置規程(平成13年大分県訓令甲第12号／大分県議会訓令第1号／大分県人事委員会訓令第2号／大分県地方労働委員会訓令第4号／大分県監査委員訓令第2号／大分県企業局訓令第1号／大分県教育委員会訓令甲第5号／大分県警察本部訓令甲第7号)は、廃止する。

附則(平成19年大分県訓令甲第32号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成21年大分県訓令甲第25号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成22年大分県訓令甲第13号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成23年大分県訓令甲第12号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成29年大分県訓令甲第14号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成31年大分県訓令甲第16号等)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(平成31大分県訓令甲第35号等)

この訓令は、平成31年4月26日から施行する。

附則(令和2年大分県訓令甲第13号等)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一（第三条関係）

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木建築部長
会計管理局長
議会事務局長
教育長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
監査委員事務局長
警察本部長
企業局長
病院局長

別表第二（第六条関係）

幹事長
生活環境部審議監
幹 事
総務部行政企画課長
企画振興部政策企画課長
福祉保健部福祉保健企画課長
生活環境部生活環境企画課長
商工観光労働部商工観光労働企画課長
農林水産部農林水産企画課長
土木建築部土木建築企画課長
会計管理局会計課長
議会事務局総務課長
教育庁教育改革・企画課長
人事委員会事務局公務員課長
労働委員会事務局調整審査課長
監査委員事務局第一課長
警察本部警務課長
企業局総務課長
病院局大分県立病院事務局総務経営課長

(6) 第5次おおいた男女共同参画プラン 主な取組別担当課・室一覧

総合目標		男女共同参画社会の実現													
基本目標	重点目標	主な取組									福祉保健部				
		市町村振興課	企画振興部	広報広聴課	おおいた創生推進課	福祉保健企画課	健康づくり支援課	業務室	高齢者福祉課	医療政策課	こども・家庭支援課	こども未来課	障害福祉課	障害者社会参加推進室	
I 男女共同参画に 向けた意識改革	1 男女の平等と人権を守る環境づくり	(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正													
		(2) メディアにおける女性の人権の尊重													
		(3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人や外国人の人権尊重の意識の浸透	○	○			○		○		○		○	○	
		(4) 國際的取組への協調													
	2 男女共同参画意識の一層の向上と 社会制度・慣行の見直し	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化										○			
		(2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し													
		(3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供													
		(4) 女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透													
	3 男女共同参画を推進し多様な選択 を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実													
		(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実													
		(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大													
II 女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の 参画拡大	(1) 番議会等への女性の参画促進													
		(2) 役職・管理職等への女性の登用促進													
		(3) 男女共同参画を担う人材育成													
	2 雇用等の分野における男女共同 参画の推進	(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保									○				
		(2) 非正規雇用における雇用環境の整備													
		(3) ポジティブ・アクションの推進													
		(4) 女性の能力発揮促進のための支援										○			
		(5) 女性の就業継続、再就職のための支援										○			
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 長時間労働の抑制等の推進													
		(2) 多様で柔軟な働き方の推進										○			
		(3) 安心して子どもを生み育てながら働ける環境づくり								○		○			
	4 男性の子育て・家事・介護等への 参画促進	(1) 男性の子育て等への参画に向けた意識啓発										○			
		(2) 男性の子育て等への参画を可能とする環境づくり										○			
	5 農林水産業における男女共同参画 の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大													
		(2) 女性の経営参画の促進と就業条件・環境の整備							○						
		(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり													
III 男女が安心できる 生活の確保	6 男女が共に支える地域づくりの推進	(1) 地域における男女共同参画の推進	○												
		(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進													
		(3) 女性や若者等の移住・定着の促進							○						
		(4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進													
		(5) 環境分野における男女共同参画の推進													
	1 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の増進								○				○	
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援								○			○		
		(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進							○ ○						
		(4) 医療分野における女性の参画の拡大										○			
	2 DV・性犯罪・性暴力等の被害者 支援	(1) 暴力の防止及び被害者の保護等の推進										○			
		(2) 性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進										○			
		(3) 売買春への対策の推進										○			
	3 女性に対する暴力の予防啓発	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり													
		(2) 子ども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進										○			
		(3) メディアにおける性・暴力表現への対応													
推進体制		(1) 県の推進体制													
		(2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化													
		(3) 市町村との連携強化													
		(4) 国・関係機関・NPO・企業等との連携・協働													
		(5) 計画の進行管理													

(7) 大分県男女共同参画推進条例

大分県男女共同参画推進条例

平成十四年三月二十九日大分県条例第二十三号
改正 平成二十一年三月三十日大分県条例第二十号

目 次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条一第十九条)

第三章 大分県男女共同参画審議会(第二十条一第二十三条)

第四章 雜則(第二十四条)

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわりなく、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分から合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に

政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶

者であった者を含む。) 間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ) をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにもかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善

措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十二条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十三条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十四条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報

の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十五条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるもの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十七条 県は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十八条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第二十一条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- 二 第二十二条第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。
- 三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

(審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

- 2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。
- 3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。
- 4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門

的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかるわらず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第四章 雜則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附則(平成二十一年条例第二十号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(8) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号

改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向かた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別

による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十五条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定

めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうち

- から、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
- (資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- (政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
- (経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の

規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日ににおいて次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

改正 令和元年六月五日法律第二十四号

目 次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び

雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定期的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために

必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主

(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわ

しい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示につ

いて準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業

生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各

号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する

情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反

した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第二十八条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一

項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三一日法律第一四号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第二項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第

一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第5次おおいた男女共同参画プラン

令和3年3月 発行

問い合わせ先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号

NS大分ビル 1階

電話 : 097-534-2039

FAX : 097-534-2057